

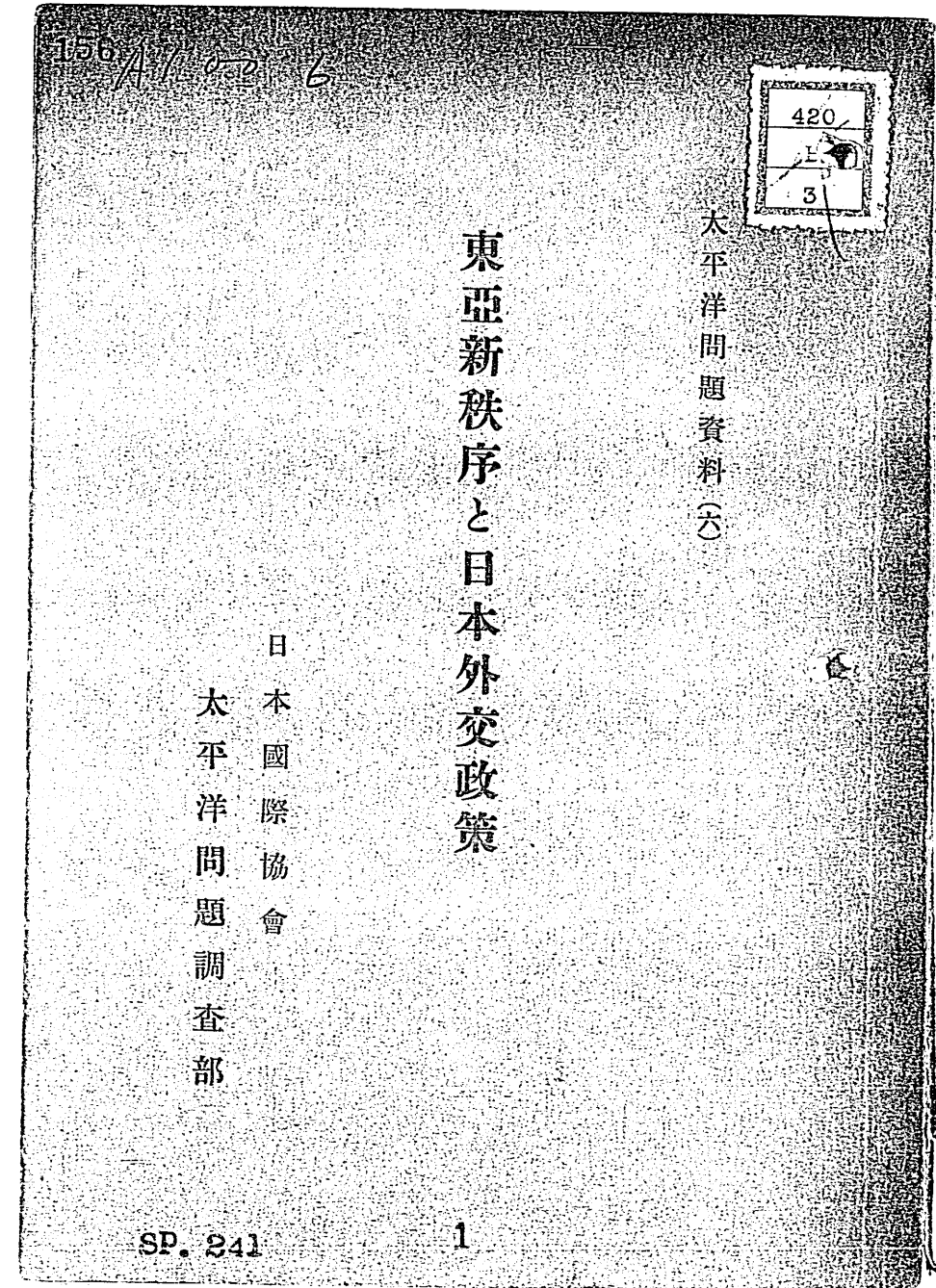
(21) 在
世
新
秋
序
日
本
外
交
政
策

155
(2)

REEL No. A-0003

0000

アジア歴史資料センター



REEL No. A-0003

0090

アジア歴史資料センター

157

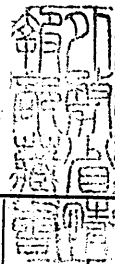
420
B-3

REEL No. A-0003

003

アジア歴史資料センター

158



太平洋問題資料 (六)

東亞新秩序と日本外交政策

日本國際協會

太平洋問題調査部

SP. 241

2

REEL No. A-0003

0092

アジア歴史資料センター

序

最近の日本外交政策は、今次の支那事變を契機として、漸く自主獨往の原則に基いて行はれるやうになつた。東亞新秩序の建設なる事變處理目標は、それが不動の國策たる限り、當然に日本外交政策を指導すべく、それに多大の影響を與へねば止まない。

しかし乍ら、東亞新秩序の建設といふ國策そのものは、支那事變を契機として定立されるに至つたものであつて、國內的並に現地的要求の具體化したものであるけれども、その限度においては依然として日本の一方的要求に止まるであらう。これをして、眞に合法的な新秩序として、具體化し安定化せしめる爲めには、支那は勿論のこと第三國との國交調整なる難事業を経なければならぬ。それは、當然に日本外交政策の任務である。

従つて、かゝる重大なる國家的及び國際的の二重の意味を有する「東亞新秩序」と「日本外交政策」との關聯を討究することは、正に今次支那事變に關する諸問題の中最も必要であり、且つ重要な事業と言はねばならぬ。

その事業を果す爲めには、先づ一方において、この東亞新秩序の建設なる重大指標が生れるに至つ

片



た東亞關係、殊に日支關係に横たはる最近の背景を仔細に點檢し、紛争と相剋との錯綜せる客觀的事象の發展の裡に、この重大國策の形成されるに至つた歴史的基礎と、その政策的内容を檢討し、實證しなければならぬ。それと共に他方において、最近の日支の外交交渉、及び東亞を繞る日本と第三國との變轉極りなき關係を剔抉して、そこに東亞問題を規定する國際外交關係の動因、並に原則の推移を明かにし、日本外交政策の究極目標の形成過程を、現實的に考察しなければならぬ。

當調査部は、日支事變に關聯する基本的な重要問題を選び、夫々専門家に研究を委嘱し、既にその一部を公刊し來つたが、本稿もその企圖の一部として、之を蠟山政道氏に委嘱して研究を煩したものである。その研究に現れたところは、専ら外交上の史實及び實際上の資料に據つて考察されたる實證的敘述であるが、その解釋、批判並に將來の主張については、固より筆者獨自の見解を示したものである。従つて、當調査部の見解を代表したものではない。

しかし乍ら、東亞新秩序建設の秋に當り、本稿が聊かなりとも、當面の課題に對し寄與する處あらば、獨り筆者のみならず、當調査部の至幸とする處である。

昭和十四年十二月

日本國際協會

太平洋問題調査部

東亞新秩序と日本外交政策

目次

〔一〕 滿洲事變以後の日本の對支政策……………	一
(イ) 滿洲事變より北支停戰協定まで……………	一
(ロ) 日支交渉の経緯とその失敗……………	四
〔二〕 北支問題を中心とする日支の抗争……………	六
(イ) 梅津・何應欽協定の成立……………	六
(ロ) 北支特殊政權の出現……………	八
(ハ) 數次に亘る日支交渉の失敗……………	一一
(ニ) 西安事件後の日支關係の惡化……………	一四
〔三〕 支那事變とその外交的側面……………	一九
(イ) 北支事變の勃發とその經過……………	一九
(ロ) 南京陥落と獨逸の和平周旋……………	二五

〔四〕 東亞を繞る列國と日本の外交方策	二九
(イ) 滿洲事變後に於ける日蘇關係	二九
(ロ) 日獨伊防共協定の経緯とその効果	三三
(ハ) 英米並に聯盟の對支援助と日本の外交對策	三八
〔五〕 東亞新秩序に關する日本政府の聲明	四七
(イ) 支那事變處理の究極目標	四七
(ロ) 日支國交の調整方針	五一
〔六〕 東亞新秩序と第三國との關係	五六
(イ) 對米回答に現れたる日本の見解	五六
(ロ) 東亞新秩序の外交方針の闡明	六〇
(ハ) 日英會談と排英運動の勃發	六七
〔七〕 世界平和との關聯に於ける東亞新秩序	七〇
(イ) 新國際組織としての東亞新秩序の觀念	七〇
(ロ) 東亞新秩序の實現の爲めの外交方法	七三
參考文獻	七六

〔一〕 滿洲事變以後の日本の對支政策

(イ) 滿洲事變より北支停戰協定まで

滿洲事變を契機として、滿洲國の成立を助成し、次いで之を承認した日本は、國際的には國際聯盟から脱退を餘儀なくせられたが、その滿洲における敗殘兵掃討後の最後の軍事行動は、滿洲から追はれ乍ら「失地回復」を叫ぶ張學良の東北軍及び南京政府の反抗から、如何にして滿洲國の安定を圖るかにあつた。

その第一着手は、熱河地帯に依據する反滿抗日勢力を、そこから排除すべく、熱河攻略を起すことであつた。一九三三年二月十八日行動を起した日本軍の熱河攻略は、三月四日承德を占據し、やがて平津地方を指呼の中に收め得る長城線に達して終了した。

その第二着手は、滿洲國と北支地域との關係を安定せしむべく、先づ停戰協定を締結することであつた。この停戰協定に對する軍部當局の見解は、これを以て日支が直接交渉に於いてその紛争を解決し得られるか否かの實證として重要視した。外務當局は、この停戰協定を機會として、南京政府との親善關係を恢復すべく、對支交渉を用意した。支那側においては、張學良が熱河問題の責を負ふて下野し、外遊に出た。その代りに、南京政府軍政部長何應欽を責任者とする軍事委員會北平分會が設けられ、續いて前外交部長黃郛を首班とする行政院北平政務

滿洲事變以後の日本の對支政策

整理委員会が置かれた。かくて、南京政府の直接支配権が長城線迄擴張せられ、北支防禦の補強工作が行はれた。この結果は、却つて日本軍と南京政府とが直接衝突する機運が作られ、機先を制した關東軍は、長城線を越えて北支に進出し、北京天津の陥落が目捷の間に迫つた。そこで、遂に五月三十一日、豫期された停戦協定が塘沽に於いて締結せられた。その内容は次の如くである。

- (1) 中國軍は速かに延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭鎮、寧河、蘆臺を經る以西及び以南の地に一律に撤退し、以後同線を超えて前進せず。又一切の挑釁行為を行ふことなし。
- (2) 日本軍は第一項の實行を確認するため、隨時飛行機及びその他の方法により之を觀察す。中國側は之に對し保護及び諸般の便宜を與ふるものとす。
- (3) 日本軍は第一項に示す規定を中國軍が遵守することを確認するに於ては、前記中國軍の撤退線を越えて進軍を續行することなく、自主的に概ね長城の線に歸還す。
- (4) 長城線以南にして、第一項に示す線以北及び以東の地區内に於ける治安維持は、中國側警察に任ず。
- (5) 本協定は調印と共に效力を發するものとす。

その第三の着手は、この停戦協定を契機として滿洲國と北支との交通關係を恢復することであつた。これに對し、支那側の輿論は勿論不滿であつたが、南京における蔣介石は共產黨對策並に西南問題に没頭してゐた爲め、日本に對する抵抗を強化する道が無かつた。そこで、汪精衛に行政院長を讓つて對日交渉に當らしめた。汪精衛は、「一面抵抗・一面交渉」のモットーの下に、その抵抗の事實上行はれ難いを知つて、北支における黃郛と相呼應して、「交渉」を進せしめた。かくして、長城各地の税關設置（六月三日）、滿洲國北支間の通車（七月一日）

兩者間の通郵（三五年一月一日）の實現が見られた。しかし、以上が黃郛政権の二ヶ年に亘る業績の限界であつた。そこには幾多の懸案が未解決のまま残されてゐた。

かくの如く滿洲事變によつて惹起せられた日支紛争は、徐々に正常に復歸するが如き形勢を馴致して來たので、他方に於いて、日支兩國ともその全面的な國交調整を企圖すべく、相互にバロンデッセイを試みた。殊に日本は「焦土外交」の内田外相に代つて「協和外交」を標榜した廣田外相が、一九三五年一月議會に於いて行つた外交演説が、穩健であつたのが、支那側に買はれた。その一節において曰く、

帝國政府は支那が一日も速かに其の安定を恢復する一方、東亞の大局に覺醒し、帝國の眞摯なる期待に合するに至らんことを衷心より希望して止まぬのみならず、我國と致しまして其の善隣として且つ東亞の安定力たる地位に鑑みまして、之が實現の爲め一層努力致し度いと云ふ方針を持つて居るのであります。而して從來兩國の間に多年懸案たりし各種の問題が漸次解決を見、支那國民が次第に帝國の眞意を諒解するの傾向あることは、帝國政府として如實に之を認むるに吝かからざるものであります。我方に於いては今後益々右傾向の促進に遺憾なきを期すると共に、支那側に於いても右に對し一層の協力を爲さんことを望む次第であります。

これが所謂廣田外相の協和外交への聲明であつたが、これと呼應して蔣介石も、日支提携論を新聞に公開した。

日支兩國は東亞の大局のためのみならず、世界の大局より見て是非とも提携すべきであり、日支兩國が道義を出発點とせば提携の具體化は困難でない。然し日支經濟提携には前提がある。それは日支關係の現状を改善し、正常關係を回復することであつて、然る上は合理的且つ互惠の純粹經濟提携が可能であるのみならず大いに必要である。然し、この互助互惠にはその他の作用を含まねることが必要である。廣田外相の議會演説は抽象的だが至極同感で、少くとも日支關係好轉の起點となるものである。

(ロ) 日支交渉の経緯とその失敗

一九三五年の春における日支の外交關係を大観すると、そこに注目すべき二つの焦點があつた。第一は、上述の如く、停戦協定を契機として北支に新政治情勢が展開され、北支及び内蒙を根據として滿洲國の擾亂を企圖する舊東北軍その他の封建的勢力が一掃され、却つて南京政府の中央的勢力が、汪精衛の「一面抵抗・一面交渉」のスローガンの下に北支に進出し、日本との緩衝的スポンジ帶的役目を果すべく登場したのであるが、結局この北支新政權の地位及び役割如何といふことが問題の一焦點である。

第二は、それ／＼東京及び南京に於ける日支交渉への氣構へが、如何に發展し、具體化したかといふ點である。この二つの焦點は、實質的には微妙に關聯してゐるけれども、外交政策の見地からすれば、その意圖するところは必ずしも一致してゐない。一は局限された現地的目的の處理、他は大局からする國交的調整が主眼である點に相違があつた。しかし日本の外交的目標としては、全支に於ける排日風潮の一掃と共に、北支に於ける經濟提携の具體化を以て、この二點の統一を企てる方針の下に、有吉公使をして直接南京政府との交渉に當らしめた。北支に於いても貴郭は、日本側の意圖を察して、一方南京政府側の要求する政治的關係に關する諒解の必要に同感しつつも、他面行ひ易き經濟提携の實を擧げるに努むべく南京側と折衝に努めた。

その結果齎されたものが、第一に、「排日及び排日貨取締」であつて、南京政府は、これを中央政治會議の

決議によつて、國民黨各支部に命令した。その際、國民黨中央黨部秘書長の名において左の如き説明が附加された。曰く、「蔣汪兩氏の對日外交方針聲明は、完全に中央部の意見を代表するものであることを、秘書長としてここに言明する」と。

第二に、王寵惠の來朝となり、續いて支那實業界を代表して、日支經濟提携を圖る目的を以て一團が來朝した。その後日本からも實業團の親善使節が渡支することゝなつた。その結果「日華貿易協會」なる提携機關の設置が決定されたのが、唯一の收穫であつた。同時に、日支間に大使交換の取極めが成立した。

第三に、從來の懸案にして根本問題に觸れる二、三の問題、すなはち日支無電連絡、債務整理等につき解決を促進したに止まつた。

かくて日支兩國の外交的折衝の努力に拘らず、時日の推移と共に、最初より存在してゐた兩國の間に横はる根本的見解の相違が表面化するに至つた。それは、一九三五年六月以後北支に惹起された事件である。

かくの如く廣田外交なるものは行詰りに達したものであるが、それにも拘らず、この段階において、一定の方式に表現し得る三つの原則を持つてゐた。それは、(一)支那は抗日排日の政策を中止すると共に、歐米依存の以夷制夷の政策を清算すること、(二)支那は滿洲國の事實的存在を尊重し、「失地回復」運動を罷めること、(三)支那に於ける防共について日支兩國は協力して有效なる措置を講ずること、これである。

〔二〕北支問題を中心とする日支の抗争

(イ) 梅津・何應欽協定の成立

塘沽協定により一時安定を傳へられた北支も、封建勢力が排除せられ國民黨中央黨部の勢力が進出して、直接に日本軍と接するに至つた結果、天津に於けるテロ暗殺事件、電線破壊事件その他の事件續出し、南京における「排日行爲取締決議」にも拘らず、その趣旨は徹底せず、何等取締の行はれつゝあるが如き事實は認められなかつたので、日本の軍部當局は南京政府の親日を偽装なりと断定して、一九三五年五月夫々北京及び南京に於いて支那當局者に警告を發すると共に、左の如き三箇條を提出し、その回答を要求した。

- (一) 干學忠の罷免と中央軍の河北省よりの撤退
- (二) 抗日諸團體の解散とその責任者の處分
- (三) 抗日諸團體の解散と同閣長蔣孝元の處分、(四) 國民黨第三團の解散と同閣長蔣孝元の處分、(五) 政治訓練所の解散と所長曾廣情の處分、(六) 藍衣社系秘密結社及びO・O團の解散

(一) 憲兵第三團の解散と同閣長蔣孝元の處分、(二) 國民黨第三團の解散と所長曾廣情の處分、(三) 藍衣社系秘密結社及びO・O團の解散

(四) 憲兵第三團の解散と同閣長蔣孝元の處分、(五) 國民黨第三團の解散と所長曾廣情の處分、(六) 藍衣社系秘密結社及びO・O團の解散

(七) 憲兵第三團の解散と同閣長蔣孝元の處分、(八) 國民黨第三團の解散と所長曾廣情の處分、(九) 藍衣社系秘密結社及びO・O團の解散

これに對する支那側の回答は、單に(イ)天津を河北省より離して、南京政府直屬の特別市として今後に於ける親善關係の増進に努むること、(ロ)暗殺事件の責任者として天津市長を罷免し、北平政務整理委員長代理王

克敏を任命してその善後策を講ずること、(ハ)天津には新に警備司令部を設け司令には現政務委員會委員商震を任命すること、(ニ)河北省政府は七月一日を期し保定に移轉を實行し平津一帯の和平を確立する意圖なること、等であつて、重大なポイントを回避したものであつた。同時に、この北支事件の處置に對し、南京政府は廣田外相の斡旋を要望したが、日本外務省は之を現地陸軍と支那側との交渉に俟つべしとする陸軍の方針に従ひ、南京政府の申出は之を聴取したといふ程度に止め、陸軍より北支駐屯軍參謀に宛て現地交渉を爲すべき訓令を發した。これより先き、日本の陸軍と外務省當局の間に意見の不一致の存することが噂されてゐたが、これによつて日本の態度が決定したので、南京側も漸く事態の重大性を認め、外交交渉を断念し、現地交渉の外解決の方途なきことを觀念するに至つた。

その結果、何應欽は南京政府に宛て、正式回答を請訓するに至つたので、南京政府は汪精衛、黃郛、何應欽の三人の會議によつて、日本の要求を全部應諾するに決し、政府部内に有力なる反對があつたけれども、蔣介石の同意を得た。尙ほ善後處置として大體左の如き三方針を決定した模様である。(1)將來は斯くの如き不祥事の絶無を期す。(2)これが爲め從來の中央集權制を改編し、對日問題に關する限り、北支機關に廣汎なる自由裁量權を與へること。(3)北支各機關を右目的に合致するよう入選すること。

かくして六月十日成立したのが、所謂梅津・何應欽協定である。これと前後して、土肥原・秦德純協定が成立して、(1)滿洲國境附近よりの宋哲元軍の撤退、(2)排日機關を察哈爾省より排除することゝなつた。

(ロ) 北支特殊政權の出現

右の協定の結果、従来北京に存在してゐた南京政府の軍事分會、政務整理の兩委員會が撤消され、干學忠系及び中央系の軍隊は悉く河北省外に放逐され、その後、冀察政府委員會が宋哲元の第二十九軍を武力背景として、十四名の政務委員を以て成立した。

これと時を同じふして、冀東地區に於ては殷汝耕を首班とする冀東防共自治政府が、河北省東部の非殷地區十八縣並にその西に續く準非殷地區四縣を加へた地域を管轄地域として成立した。これは一九三五年十月香河縣に起つた農民自治運動に端を發するのであるが、明かに國民政府を否認し、河北省政府に對しても財政的獨立を宣言して稅收入の送金を拒否し、防共自治を實行したものである。

かやうに冀察・冀東の兩特殊政權の出現は、明かに北支の地域を國民政府の管轄より離脱せしめんとする滿洲國建設と同様のイデオロギ―に基くものであつて、當時の日本軍部の意圖が奈邊に存するかを示すものと云へよう。これに對する南京政府の北支政策を見るに、その當時既に共產軍の西遷によつて急激に支配面を擴大すると共に、英國の援助によつて歴史的な幣制改革を斷行して、財政的手段による國內統一力を増強してゐたので、漸く本格的な北支政策を始めようとしたのである。従つて、日本が冀察政權を媒介として、北支における懸案問題の解決を企圖しても、絶えず之に妨害を試みたばかりでなく、北支の「現状回復」を企圖して、北支を中央化すべ

く、再び國民黨勢力を潜入せしめ、冀察政府の知日派を封鎖する種々の方法を講じたのである。かやうな情勢の下に於ける冀東政權の立場は想像に餘りあるのであるが、日本としても軍部の要求する北支の特殊問題の解決と全面的な對支國交問題との調整の必要に迫られ、對支新方策の樹立遂行に苦心した。しかし、その調整的指導方針の骨子と見られるものは、北支の治安確立による明朗化を企圖するに當り、中央政府として南京政府を相手とする場合、交渉範圍を限定することである。即ち従來の如く、南京政府を「一定の地域における正當な中央政權として認める」のであつて、南京政府の外交一元化の要求とは、明かに對立するものである。即ち、廣田外相はその従來の三原則に基き、(一)支那に於ける排日の根絶並に積極的日支經濟提携の實現、(二)北支に於ける日滿支の政治・經濟提携を實施すると共に、支那は自主的努力に依つて滿洲國の承認へと諸情勢を誘導すること、(三)北支及び蒙古を脅威する赤化防止の爲め日滿支三國は協力すること、の三項を以て、南京政府との交渉の骨子としたのである。

この廣田三原則に對して、南京政府が蔣駐日大使に與へた回訓は、(1)六月十日の邦交敦睦令の趣旨に基き排日取締を徹底すると共に、日支兩國の經濟提携を極力促進すること、(2)北支那並に內蒙古の赤化脅威に對しては、日支兩國共同防衛の提案に同意し、最善の協力を期すること、(3)北支の特殊情勢を承認し、日滿支三國間の全面的提携を圖ること、但し支那の主權を侵害せざることを條件とすること。即ちこのことは滿洲國の正式承認を結果するが如き建前に於て、協力に應ずることは出来ぬことを、示唆したものと見られる。

最後に、日支交渉の結果、南京側が北支自治運動の形勢を見て、日本に對し北支問題解決辦法六項目なるものを提出した。即ち、(1)日本と共同して共產黨の赤化防衛に當ること、(2)幣制改革に關しては、北支に於ける限り適當なる修正を加へること、(3)北支と滿洲の人民との關係が極めて密接なる點を考慮して、日滿支間に於ける經濟關係を圓滑ならしめること、(4)北支政權には財政に對する然るべき支配權を付與すること、(5)而も同政權には、對外懸案に關して合理的に現地解決をなす權限を與へること、(6)同政權の施政は、すべて之を民意に基かしめ、人材を登用して理想的政治を行はしめること、といふのである。

斯様な提案は、原則として外見上合理的なものであつたが、果してそれを實行し得る誠意があつたかどうかは、疑はしいのみならず、北支日本軍當局は南京政府の提案を權略に出するものとして信頼せざるの空氣が強く、遂にこの原則を以て日支交渉は成立し得なかつた。寧ろ事態は惡化の一途を辿るのみであつた。要するに自治問題と冀東政府の地位等を含む北支問題に關する日支の見解は、遂に融和諒解に至らなかつた。日支兩國共に不満を感ずる事實狀態として、双方之を見守るに過ぎないといふ狀態であつた。

その間、南京に於いては汪精衛の遺難に次いで、親日派の有力者唐有壬の暗殺となり、南京に於ける親日外交は崩壊し、歐米派の擡頭となつて、蔣介石の對日親善政策は、張群の外交部長への就任と共に冷却化するのみとなつた。この狀勢を反映して、日本に於いても一部においては漸く對支態度は急潮を帯び來ると共に、他方においては之に反對して支那再認識論が発生し、この矛盾混沌たる狀勢に對して一般的には困惑の色が漸く濃厚となつて來た。

(ハ) 數次に亘る日支交渉の失敗

冀察政權の成立は日本の北支政策の一進展である。滿洲國の接壤地域における治安を確保し、そこから滿洲國の育成を妨害する勢力を排除せんことは、日本の滿洲國建設の論理的發展であつて、その限りに於いて不可避な政策なのである。併し乍ら、それは當然に日支國交の調整を必要とするものであつて、一方的に處置し得ない難問題である。ここに於いてか冀察政權を媒介として、實質的に南京政府の介入を排除せんとする方策と、日支の直接交渉によつてその合理化を圖らんとする二途が、日本政府の前に開かれて來た。

前者は軍部を中心とし、輿論が背景を有する實際の方策であつて、日支交渉が停頓し、その困難が明かとなるにつれ、ますます有力化する勢にあつた。昭和十一年(一九三六年)に入つて、この強硬論は、急潮を帯びて來た。そこへ二・二六事件の發生があり、日本の内政は一時危機に陥つた。この不祥事件は直ちに鎮定されたけれども、その餘波は對外政策に於いて、北支強硬論となつて現れるの外は無かつたのである。

しかるに、他方において、日支の全面的交渉は必要であつた。即ち支那における國民黨政府の統一政策は、次第に進展し、支那全土に於ける排日抗日の風潮はますます激化し來つてゐる。この趨勢に對して、支那再認識論さへ國內に擡頭して來てゐる。しかし、これは日本に於ける知支派とも云ふべき少數派に過ぎないのであつて、大勢を成す意見ではない。が、しかし外務省はこの二傾向を背景として、最も困難なる道を歩んだ。すなはち、

北支問題を中心とする日支の抗爭

東亞新秩序と日本外交政策
強硬な要求を交渉によつて解決せんとする道である。

二・二六事件によつて、廣田外相は首相となり、やがて駐支有田大使は歸還して外相の椅子を占め、天津總領事たりし川越氏は駐支大使となつた。この外交布陣を見るも明かな如く、之は廣田協和外交を表看板として、北支問題、防共問題等、廣田三原則を適用した要求を以て、日支交渉を再開せんとするものである。併し乍らその間、支那に於ける情勢は悪化の一途を辿り、兩國の外交當局者の意圖の如何に拘らず、又南京政府の對日敦睦令にも拘らず、支那全土に排日行爲の勃發を見るに至り、日本の人心を刺戟して止まなかつた。殊に、八月に入つてから、成都、北海、上海、汕頭、豐臺及び漢口の各地に邦人殺傷事件が頻出した。

これらの偶發事件とは思ひ得ざる事件の解決と、從來の未解決懸案の交渉再開に就いての有田外相の訓令を受けた川越大使は、九月十三日上海を出發南京に赴き、愈々十五日から張外交部長との間に正式交渉を開始するに至つた。この場合、外務軍部關係官の打合せにおいて、日支兩國の痛たる北支問題に對して、冀察政權強化による北支特殊化案を擴大して、北支五省を接濟緩衝地帯として特殊化することを要求することになり、支那側が右要求に對して満足なる回答を與へない場合は、斷乎として獨自の見解に基き、自主的行動を以て目的の實現に邁進するの決意を有するものゝ如く傳へられたことは、從來に比して著しき發展として注目し得る。

川越・張交渉は、その後半歳の長きに亘つて十數次行はれた。その間の経緯は煩雜であるから省くが、容易に交渉の成立に至らなかつた。途中桑島東亞局長の渡支となり、有田外相の對支態度の聲明となつて日本の重大決意

が示された。有田外相はそのステートメント中において言及して曰く、「今次交渉の結果は、日支の關係が非常に善くなるか、或は又非常に悪くなるかの二途を出ない。從來の様な曖昧な事態に置かるゝことを許されないのである。従つて支那側としては此の際、日本と握手するか否かを運ぶべき重大なる岐路に立ち居るものである。自分としては支那が、萬難を排して我國と握手するに至らんことを希望して已まない次第である。」と。これを以て有田外相の置かれた立場が、如何なるものであつたかを推知し得るであらう。

十月二十一日の第五次會談の結果として明かとなつた點は、依然としてその難關が北支問題であることが判明し、須磨總領事はその交渉経過を持つて歸朝すると共に、許駐日大使は有田外相を訪問して支那側の立場を詳細説明した。その一節において曰く、「南京政府としても勿論一日も速かに交渉の成立せんことを衷心希望して止まぬものである。この點は今次交渉において日本政府の要求條項の過半が、既に南京政府によつて承認されてゐる事實に徴しても、諒承されることと思ふ。併し乍ら若し日本政府の要求條項にして、南京政府の主權に觸れるが如き性質のものがあるならば、これを拒否する外はない。これ等の點については日本政府に於いても深甚の考慮が拂はれ、兩國共に協調互讓の精神を以て局面打開の方法を講ずべきである。」と述べて、暗に北支、防共の重大項目に對する緩和乃至切離し度き意圖を示した。これに對し、有田外相はこの北支、防共の二項目は、他の四項目と共に一體不可分のものたることを説き、支那側が主權といふが如き形式論に捉はれることなく、我が要求の全項目について深甚の考慮を拂ふべきことを力説した。

北支問題を中心とする日支の抗争

一三

この間十一月九日に至り緩遠事件の發生があり、支那側はこの事件に日本の介入ありとの推量を爲し、日本政府の否定的釋明にも拘らず、全支に愛國運動の發展を見るに至つた。國民黨はその中央宣傳部をして緩遠事件の背後に日本ありとの印象を強く認識せしめ、日支交渉を破裂に導くが如き惡感情を煽つた。その聲明の一節において曰く、「日支交渉の鍵は完全に日本側にある。最近偽匪軍大舉邊疆を侵すこと日にしげく、國民の感情激發し、冀察軍事に對する關心は、日支交渉よりも遙かに多い。」と。かくの如くにして、日支交渉は停頓して動かなくなつた。十二月六日、第八次會議の内容發表と共に、交渉は事實上打ち切りとなつた。日本はその三月に亘る交渉経過を發表するに止めたが、支那側は「日支間に原則的に一致した問題の内容は、何れも支那側より前提乃至交換條件あり。」として、一定の記事を新聞に發表した。經過發表の内容については、斯様な不一致を來したことを以て見るも、その後成都、北海事件に就いてのみ解決ありたるも、日支交渉の失敗に歸したことが明白である。かくる時に、一時全世界の耳目を聳動せしめた西安事件が起つた。

(ニ) 西安事件後の日支關係の惡化

一九三五年十二月十二日、突如、西安に於いて、張學良が蔣介石を監禁した。これが全世界の耳目を聳動せしめた西安事件である。一時蔣介石の生死について、種々の臆説が行はれたが、蔣は生命に恙なく、二十五日無事南京に歸來した。この事件によつて支那の統一運動は却つて促進され、南京政府の地位は反つて強化された。す

なほも共產黨との對立が解消し、兩者の合作運動が成功し、支那に於ける學國一致は、抗日戦線として成就した形である。

この新狀勢を承認し、その善後處置を決定したのが、汪精衛の歸國を迎へて一九三六年二月十五日より開かれた三中全会であつた。その際決議された宣言の中、對外方針に關しては殆んどその全部が對日方針と言つても差支ない。その一節に於いて曰く、「今次大會の對外方針は従前と變らず。且つ努力その進行を策す。蓋し吾人不變の目的は對内的には自立を求め、對外的には共存を求むるにある。若し忍耐の強度を越ゆる損害を蒙らば決然出でて抗戦せん。然し乍ら是れ自衛の爲めにして排他の意思にあらず。故に犠牲の決心と平和の希望は何等矛盾せず、平和の望尚ほ未だ完全に斷絶せざれば、吾人は元より平等・互恵・領土尊重の原則を確保し、中日國交調整の努力を惜まず。その初步解決は即ち匪僞をして據るところを失はしめ、主權の完整を期するにあり。」と。

この文中に含まれる「匪僞」の文字が何を意味するかは、問はずして明かであつて、それは冀東防共自治政府を指して居るのであり、一應は承認を與へて居る冀察政務委員會に對してすら、反對の意嚮を有することを言外に示してゐるのである。北支問題が依然日支兩國々交調整上の暗礁たることを思はしめるに充分であらう。

かくの如く西安事件以後、國共合作によつて強化された支那の抗日戦線の發展に對應して、日本に於いても對支交渉の失敗によつて廣田内閣は、輿論の不評を招くに至り、遂に退場の止むなきに至つて、林内閣に代つた。林内閣は専任外相を有せずして發足した爲め、内閣として新たな對支方策も定むること能はず、議會におい

東亞新秩序と日本外交政策 一六

ては、廣田三原則又は六項目の如き要求に觸れず、たゞ「日支兩國の友好關係を増進し兩國の關係を改善し、以て東亞の安定を期することが當面の急務なり。」と述べ、更に「兩國民間の密接なる接觸に依り日支提携の具體化を期す。」と宣言したに止まつた。曩に成立した日華貿易協會の有力者が三月十一日東京を出發して渡支したが、それなどが日支提携の具體化の試みの一つであつた。しかし、眞實の經濟提携に政治的諒解が必要である日支間の事態に對して、これらの實業家の努力も、その結果は極めて制限されるを得なかつた。

この時、歐洲より歸朝して林内閣の專任外相に就任した佐藤尚武氏が議會の質問に答へた答辯演説において、對支外交を平等互譲の新しい出發點より出直す必要あることが力説された。即ち貴族院における演説の一節において次の如く率直に述べてゐる。

私の卑近なる考へからすれば、日支問題の解決は新しい出發點から見直さねばならぬと思ふ。各國が完全に獨立して交渉する以上、平等の立場に立つて交渉することが常道であるが、この當然の考へが忘れられるため、特に國民と國民との關係に於いて、屢々對等關係を認めることを躊躇、或は自分が非常な優越した地位にあると考へてゐる場合がある。これが非常に外交を害することがある。日支交渉に於いて又兩國の關係に於いて、果して對等の立場に立つてゐたかどうかは、諸國の判斷に委す。私はこの點を新らしく考へ直し、新しい點から見直さうと思ふ。これは平凡にして當然の道である。若し支那側の述べる苦情の如く對等關係を日本が認めてゐない事實があつたとすれば、日支間の交渉を順調に運ぶ上に非常に障礙となることは當然であるから、私はこの點に關する支那側の要求を十分に聴き考慮したいと思ふ。日本としても吾々の欲するところ、利益と考へるところを出来るだけ丁寧に説明し、その立場に於いて幸ひに交渉が開始されるならばやつて見たいと思ふ。果して大なる効果を擧げ得るか、これが支那にどう響くか不明であるが、この立場で話す決心が吾々につけば種々の便宜は勿論交渉内容の變化等も生ずると思はれる。日支間の懸案となれる諸問題に對し、吾々の緊密なる利益を犠

牲にしない範圍で、十分なる協調を保つて行きたいと思ふ。私のこの態度については政府も是認されると思つてゐる。

この佐藤外相の率直な對支交渉出直し論は、議場においても國內においても相當大きい反響を示し、好感を示すものも又反對をする者を生じたので、外相としては自己の所信を重ねて披瀝し、その誤解を匡ふことに努めた。

要するに、外相は對支交渉の根本問題に觸れた率直な、良心的な信念を示したものであるけれども、從來の對支交渉の懸案の由來を充分吟味すること無く、無難作に外交常道論を述べた所に、國論の趨勢と背馳するものがあつた。國內の輿論は未だ外相の所信を率直に受け入れる状況には無かつたものであり、それを實行に移す地盤は生れてゐない。世間に又林内閣の一部にさういふ對支再認識の聲を受け入れるものがあつても、國家的態勢はむしろその逆に進む可能性へあつたのである。林内閣の施政それ自體にさへ、さういふ方向への要素を持つてゐた。言はば内閣は矛盾そのもので、何等の統一も無かつたのである。佐藤外相の率直な演説はたま／＼その曝露に過ぎなかつたのである。

これに反して、支那に於ける趨勢は對日強硬への一途を辿り、佐藤外相の外交常道論も、かの幣原外交の場合の如く、却つて逆効果を生ずるのみであつた。今や支那は、「國內統一」より「抗日救國」への方針に轉化し、むしろ積極的に反撃の氣構へさへ示すに至つた。例へば、上海停戰協定の廢棄、北支塘沽協定の廢止乃至更改、更に冀東政府解消問題に迄、發展せんとする空氣が傳へられた。その爲め冀察政權の中央化の傾向が濃化し、宋哲元も中央の空氣に押されて、一度び日本軍當局と約定した津石鐵道の敷設、龍烟鐵道採掘等も總べて、冀東政府

の解消後の事であると云ふ態度さへ示すに至つた。

この微妙なる情勢裡にあつて、日本政府としては依然經濟提携の線に沿ふて對支方針を決定し、支那の政治的諒解先決論に對抗する方途に出でた。その間後章に述べる如く、支那と英國その他の國々との經濟關係は、密接を加へ、支那の抗日政策は強化される一方であつた。従つて日本に於いても、支那に於ける日英協調の必要が感ぜられ、日支交渉の正面的衝突を回避する爲めの側面工作が試みられるに至つたが、これとても窮餘の一策に過ぎず、日支問題の打開に役立つが如き効果は、到底考へられないのであつた。

かくの如く行詰りに達した日支關係は、林内閣の國內的行詰りと併行して、遂に近衛内閣の出現となつて、新たな局面の展開となつた。それは平和的外交交渉ではなくて、内閣自身を含めて何人の意表をも越えたところの、北支事變と云ふ武力的交渉の幕が切つて落されることになつたのである。

〔三〕 支那事變とその外交的側面

(イ) 北支事變の勃發とその經過

北支問題を繞る日支の抗争、日支交渉の停頓の状況を知る者にとつては、一九三七年七月八日未明北平郊外盧溝橋に於ける日支兩軍衝突の報道は、豫期したところでないにしても、それは来るべきものが遂に來たと云ふ一種の運命の宣告を受けた時にも似てゐたのである。政府も國民も重大破局の來ることを直感し、この事變の不擴大を望みつつも、又同時に擴大も亦止むを得ないと云ふ諦觀を伴つて、重大時局の發展に總動員態勢をとつて立ち上つたのである。その前年一杯に亘る外交交渉が何等の効果も擧げること能はず、決裂狀態に終つてゐる場合、如何なる國民と國民とがよく戦争の勃發を防止し得よう。たとへ、この時における勃發を防止し得たとしても、何時かは再び勃發したであらう。

日本が北支へ増兵を行つたのは、それより一年前の五月であつた。その際陸軍當局の説明は次の如くであつた。

近時北支の情勢、殊に抗日を標榜する共產軍の脅威、平津地方における共產黨及び抗日團體の策動は、日本の爲に常に憂慮に堪へない。而も平津冀東、就中北平鐵路沿線の在留邦人の数は、近年頗る激増してゐるのである。然るに支那駐屯軍現有の兵力は、極めて僅少であつて、萬一の場合その任務の遂行を全うすることは頗る困難である。……右増兵は北支事件決定後に基づき日本の駐兵權に根據を置き、軍本來の任務達成を遺憾ならしむるものであつて、北支における支那の主權を侵

支那事變とその外交的側面

し、又は列國の既得權益を害するものではない。

これに對し、當時支那側は、正式に抗議を爲し、(一)事實上増駐の必要なし、(二)日本軍の増駐は中國民衆の感情を刺戟す、(三)増駐は廣田外相の不脅威不侵略の原則に反す、と云ふ理由を擧げて、許大使をして抗議せしめた。これに對し有田外相は北支不安の現状を指摘し、且つ天津條約に基ける増強なる旨を以てこれに應酬したのである。その後、北支に於いては屢々日支兩軍隊の間に小衝突が行はれ、政情の悪化無くとも軍隊間の小競合ひが、やがて大衝突を來す危険な状態にあつたのである。殊に蘆溝橋事件の直接原因となつた駐屯軍の演習は、その機會となり易きものであつた。この演習に就いて日本側關係當局の説明に依れば、『これは條約上の權利に基づくものである。一九〇二年七月の天津還付に關する日清交換公文に「外國軍ハ操練ヲ爲シ射撃及野外演習ヲ行フコト自由タルベク唯戰闘射撃ノ際ニハ其ノ通告ヲ與ヘ可申候」と規定され、北平、天津に駐屯する我軍は北支に於て條約上演習權を有してゐるのである。最近は檢閲前であるので、連日連夜演習を實施してゐたのみならず、蘆溝橋上下流の永定河原は、西方高地を目標とする實彈射撃場として屢々利用されてゐて、事件當夜の夜間演習の如きも、日常茶飯事として支那側は當然豫期してゐた筈である。……』と。

ともあれ、蘆溝橋事件の報道を得た政府は、十一日の緊急閣議に於いて、事件の「不擴大」に關する政府の根本方針を決し、派兵に必要な措置を講じた。その際次の如き聲明を發した。

相繼ぐ支那側の侮日行爲に對し、支那駐屯軍は隱忍靜觀中の處、從來我と提携して北支の治安に任じありし第二十九軍の七

月七日夜半蘆溝橋附近に於ける不法射撃に端を發し、該軍との衝突の已むなきに至れり。爲に平津方面の情勢逼迫し我在留民は正に危殆に瀕するに至りしも、我方は和平的解決の望を捨てず、事件不擴大の方針に基き、局地的解決に努力し、一旦第二十九軍側に於て和平的解決を承諾したるに不拘、突如七月十日夜に至り、彼は不法にも更に我を攻撃し再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も頻りに第一線の兵力を増加し、更に西苑の部隊を南進せしめ中央軍に出動を命ずる等、武力的準備を進むると共に、平和的交渉に應ずるの誠意なく、遂に北平における交渉を全面的に拒否するに至れり。以上の事實に鑑み、今次事件は全く支那側の計画的武力抗日なること最早疑の餘地なし。思ふに北支治安の維持が、帝國及び滿洲國にとり緊急の事たるは茲に發告を要せざる處にして、支那側が不法行爲は勿論、排日侮日行爲に對する諸罪を爲し、及び今後斯かる行爲ならしむる爲の適當なる保障等を爲すことは、東亞の平和維持上極めて緊要なり。仍つて政府は本日閣議に於て重大決意を爲し、北支派兵に關し政府として執るべき所定の措置をなすに決せり。然れども東亞平和の維持は、帝國の常に顧念する所なるを以て、政府は今後共、局面不擴大の爲平和的折衝の望を捨てず、支那側の連なる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す。又列國權益の保全に就ては固より十分を考慮せんとするものなり。

この聲明中にある如く、日本政府としては事件不擴大、局地解決の方針を定めたことは明かである。それにも拘らず、蘆溝橋事件は何故局地解決に至らなかつたか云ふ疑問は、日本に於いても屢々提出されるところである。現に、近衛内閣は六月十八日の閣議決定を経て、廣田外相をして川越大使に新對支方針を携行せしめ、南京政府との交渉再開を爲さしめる方針を決定してゐたのである。それに據れば、廣田三原則を今直ちに交渉題目たらしめず、むしろ自重的態度を持し、相互に新たな葛藤を惹起することを避け、支那とは北支經濟提携のみを拂め、同時に支那と關係ある諸國との綜合的國交調整を企圖してゐたのである。近衛内閣としては、國內相刻を解消し、國論の統一を企圖し、徐ろに對支問題の根本解決に進まんとする腹案であつた。これに反して外交上積極

支那事變とその外交的側面

三二

的態勢を示してゐたのは、むしろ支那側であつて、川越大使の歸任と共に再開せられる日支交渉への態度として、飽くまで政治的諒解を先決條件として、北支に於ける特殊情勢、すなはち冀東・冀察の解消、駐屯軍の撤退等を要求せんとする氣構へと傳へられたのである。従つて、内閣としては局地解決以外の方式を持つてゐる筈は無かつた。現に近衛首相は、七月二十八日の臨時議會において一議員の質問に答へて、「北支問題が局地解決を告げた上は、全面的に日支の國交調整に乗出す」旨を明かにしたのである。又、支那側と雖も、この特定の時期に日本との武力的衝突を豫期してゐたわけでは無いことは、あの時廬山會議を招集して、國力充實、國內建設に乘出さんとしてゐたことからも察せられるのである。ただ、かくの如き政府當局の心構へも、兩國の運命的な抗争を豫期して、それへの内的準備を爲してゐたものと云ひ得べく、如何なる偶發原因にせよ、一度は武力衝突が起れば、容易に退けない客觀的狀態であつたことは明かである。

しかし乍ら、蘆溝橋事件は、七月十一日に至つて三箇條より成る現地協定が、一應は成立したが、兩國とも萬一の事件の發展の爲めに夫々派兵出動の準備を進めつゝあつた。この現地に於ける協定が、誠意を以て直ちに遂行せられたならば、或は事件は一時的には収まつたかも知れないが、協定中の部隊の駐屯區域よりの撤退や、責任者の處罰等の履行は、遅れ勝ちである爲め、現地の空氣は容易に安定せざるのみならず、不測の衝突事故も生じ易き狀況にあつた。殊に八日夜より開始せられた南京に於ける日支交渉は、相互にその不法を責め、反省を促すの状態であつて、和協への空氣は毫も見られなかつた。南京政府の態度には、冀察當局の現地協定を妨ぐるが

如き、挑戰的態度も見受けられた。これに對し、七月十七日日本政府は南京政府に向つて、「凡ゆる挑戰的態度を即時停止し、竝に現地當局の解決條件實行を妨害するが如き事無からん事を要請す。」と云ふ重大通告を發するに至つた。日本としては、この際、この不祥事の再發を防止する爲め、不法軍隊の駐屯區域を制限することを、止むを得ざる解決處置と認めたのである。この二點の要請に對する支那側の回答は、(1)日支双方軍隊の同時的撤退、(2)外交交渉による解決、(3)現地解決案は南京政府の許可を要す、(4)南京政府は直接交渉轉旋、調停乃至仲裁を受諾する用意あり、との四點であつた。それは從來の日本側の北支問題に對する態度と正反對であり、殊に事件の性質から考へても局地交渉によつて、一應解決すべき筋合ひであつたが、南京政府の態度は、かくの如き正攻法であつたので、事件は遂に擴大の止むを得ざるに至つた。これを見ても分かる通り、日支兩國はその武力的衝突の起つた後に於いても、なほ從來の原則論を捨てず、一方は北支の特殊性を、他方は領土完整を、主張して譲らなかつたのである。その最も激烈なる表現は、七月十九日蔣介石が廬山に於いて行つた演説である。即ち、隱忍自重の限界を説き、「中國の犠牲の最後の問題は刻一刻として近づきつゝあり。我等は中國主權を侵すものに對し斷じて一步も譲歩せず。」故に「日支全面的抗争も已むを得ず。」として、彼の對日根本方針を忌憚なく吐露した。かくの如くして、日本軍が平津地方より第二十九路軍を撤退せしめ、進んで國民軍の北京包圍態勢を打破すべく、南は永定河を越えて保定進撃を開始し、北は蒙疆山西方面に進出するや、蔣介石は上海に於ける日本居留區域の攻撃を開始し始め、こゝに日支の全面的戦争に擴大し、北支事變は支那事變へと擴大するに至つた。

八月十四日、支那機は上海の邦人密集區域に對し、不法なる爆撃を敢へてし積極的な攻勢を示し、茲に上海の情勢は、極惡の事態に立到つたので、政府は緊急閣議に於いて、次の如き「南京政府腐敗・反省要望」の重大聲明を發した。

帝國は夙に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を致せること久しきに及べり。然るに南京政府は排日抗日を以て、國論昂揚と政權強化の具に供し、自國々力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日態々甚しく、以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成せり。近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に因由せるなし。今次事變の發端も亦此の如き氣勢が其の爆發點を偶々永定河畔に選びたるに過ぎず。通州に於ける神人共に許さざる慘虐事件の因由亦茲に發す。更に中支に於ては、支那側の挑戰的行動に起因し、帝國臣民の生命財產既に危殆に瀕し、我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を喪ひ、遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

顧れば事變發生以來、屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に惡意を重ね、事件の不擴大を方針とし、努めて平和的且つ局部的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍械の挑戰及不法行為に對しても、我が支那駐屯軍は交通線の確保及び我が居留民保護の爲め、眞に止むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず。而も帝國政府は、夙に南京政府に對しては挑戰的行動の即時停止と、現地解決を勸告せざる様注意を喚起したるにも拘らず、南京政府は我が勸告を聴かざるのみならず、却つて益々我方に對し驕傲を養へ、嚴存の軍事協定を破りて顧ることなく、軍を北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し、又漢口、上海その他においては兵を集めて、愈々挑戰的態度を露骨にし、上海においては遂に我に向つて砲火を開き、帝國軍隊に對しては爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し、不法暴虐に至らざるなく、全支に亘る我が居留民の生命財產危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早忍忍その限度に達し、支那軍の暴戾を懲罰し、以て南京政府の反省を促す爲め今や斷乎たる處置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し、日支の共存共榮を期望する帝國として、衷心より遺憾とする所なり。然れども帝國の底意

（ロ） 南京陥落と獨逸の和平周旋

十二月十七日南京は陥落した。北支戰線及び上海戰線の二方面に岐れて展開を見た支那事變の戦局も、その開始より四箇月にして國民政府の首都南京の陥落による一段落に到達した。

この南京陥落と時を同じふして、北支戦局を收拾すべく、十二月十四日北京に於いて中華民國臨時政府が成立した。この政府の成立に於いて従來北支政局に動いてゐた二つの勢力が明確に外部に表現された。一は、云ふまでもなく、北支を滿洲國に接壤する特殊地帯として南京政府の羈絆より脱せしめんとする日本軍部の意圖である。他は、國民黨の黨部專制と華北の植民地化に反對し來れる支那政治家である。この二者が相合して、「華北人の華北」を建設せんとするのが、この中華民國臨時政府である。従つて、この二勢力が有する現實的根據の存する限り、この臨時政府の生誕は歴史の必然であり、又その程度に於いて合理性を持つたものである。

しかし乍ら、この臨時政府の同人は、その最初においてその名の示す如く、必ずしも北支の地域的政府（Regional Government）として成立したものでなく、國民黨員と雖も志を同じふする者を吸収して、以て大を

支那事變とその外交的側面

成さんとする中央政府への臨時的處置として成立したのである。それは政府宣言中に於いて「吾人は初めより區域分別の見解を有せず。(國民黨の)諸公若君臨せられれば共に大局支持に當らんとす。要するに東亞同志なるが故に決して一律に排斥する意思なし。天下公器なる爲め一黨一派の壟斷を許さず。區々たる心は天日に誓ふべし。同人は世變に飽經し、垂暮の年にて何等の企圖なし。但し中國人として國體の手より祖國の斷興することを見るに忍びず。故に暫し立ち上りて大難を肩して其の所信を遂行するものなり。然し將來に於て國家の政治軌道に復歸すれば吾等は相携へて郷里に歸るべく茲に宣言す。」と正直に言つてゐるところから察せられるのである。

南京陥落すれば何等かの形態において和平の機運到來すべしと云ふのが、日本における一般の豫想であつた。それは最初より一つの願望に過ぎなかつたのであつて、何等確實なる根據を有するものではなかつた。事實國民黨政府は南京陥落にも拘らず、何等屈服の色なく、政府を重慶その他に分散せしめ、抗日戦線の新編成に努めた。ここに於いて、日本政府は、一月初め以來しばしば「軍大會議を開いた結果、一月十一日御前會議に於いて根本方針を決し、遂に和平の望無きを見て、一月十六日、有名な「國民政權相手をせず」との聲明を發すると共に、今後の長期戦への覚悟を固むるに至つた。それまでは、事變は北支地域に於ける事件の武力解決の範圍を脱せず。爲めに宣言なき戦争であつたのは勿論のこと、國民政府使節も東京に駐在してゐた位であつて、本格的な戦争とは言へなかつたのである。一月十六日の聲明全文は次の如くである。

帝國政府は南京陥落後、尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり。然るに國民政府は、帝國の眞

意を解せず、漫りに抗戦を策し、内民人類の苦しみを察せず、外東亞全局の和平を顧みる所なし。仍つて帝國政府は爾後國民政府を相手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、是と兩國國交調整して更生新支那の建設に協力せん」とす。元より帝國が支那の領土及主權に在る支那の權益を尊重するの方針には毫も變る所なし。今や東亞和平に對する帝國の責任感々重し。政府は國民がこの重大なる任務遂行のため一層發奮を冀望して止まず。

かやうにして、南京陥落前後に於ける日支和平の機會は、ものにならずに終つたが、この一箇月半の間に行はれた駐支獨逸大使トラウトマンの居中調停の經緯に就いて、一月二十二日、廣田外相は簡單に次の如く議會において説明した。

帝國政府は、幾にドイツ政府より、日支兩國間に立ち直接交渉の橋渡しをなすべき旨の好意的申出に接したので、國民政府に最後の反省を與へんが爲め、事變解決の基礎條件として次の四點を提示したのである。

- 一、支那は若其抗日政策を放棄し日滿兩國の防共政策に協力すること。
- 二、所望地域に非武装地帯を設け且つ該地方に特殊の機構を設定すること。
- 三、日滿支三國に密接なる經濟協定を締結すること。
- 四、支那は帝國に對し所望の賠償をなすこと。

右は何れも帝國政府の絕對必要、最少限度の要求を概括致したもので、私は國民政府が速に基礎條件により、和を求め來らんことを切望して居たのであるが、東亞の大局に目覺めざる同政府は、我方の寛容とドイツ政府の好意とを無視し、虚心地懷に和を乞ふの態度に出ず、徒らに遷延を事としたる末、遂に何等誠意の認むべき回答をせなかつたのである。右國民政府の態度は、帝國政府の與へたる最後の好機を自ら擲棄したものと云ふべきであつて、事變此處に至つては、此上在滿同政府の反省を待つも、到底事變解決の見込みなきこと明かとなつたのである。之を去る一月十六日帝國政府が、今後國民政府を相手とせざる旨の聲明をなすに至れる所以である。尙該聲明中にも明示してある通り、今後帝國政府は、帝國と眞に提携するに足る新興政權の成立發展を期待して、是と兩國の國交を調整し、更生新支那の建設に協力する決意であつて、私はこ

れが帝國の理想とする日支提携による東亞の安定を得る唯一の途たることを信じて疑はないのである。
かやうな政府の聲明及びその説明より見るも、日本は依然として事變前に於ける北支問題を中心とする日支交渉の原則たりし所謂廣田三原則を骨子として、國民政府の反省を求めたものと言へるのである。而して、その結果は不幸にして、國民政府の肯するところとならず、和平交渉は失敗に終つたのであるが、今や事變は全支に發展し、問題の中心は北支問題を離れて、日支の全面的衝突となるに至つた。

〔四〕 東亞を繞る列國と日本の外交方策

(イ) 滿洲事變後に於ける日蘇關係

前三章により日支の全面的衝突の展開に至るまでの事情及び經過を叙述し來れる此の段階において、この事變の將來の推移に直接間接影響を有する東亞を繞る國際情勢と、それに對處し來つた日本の外交方策について討究することは蓋し適當なることと考へられる。先づ滿洲に於いて直接地域を接壤する日ソ關係より取り上げるであらう。

抑も滿洲國の建設をあのやうな形態において助成した日本の方針が、直接支那に對するよりもむしろ間接にソ聯との關係において考慮されたものであることは、極めて明白なことである。しかるに、滿洲事變に對し、ソ聯は不干渉主義をとり、滿洲國の出現に對しても靜觀的態度を示し、専ら之を事實上の問題として對處するの現實的態度を續けた。すなはち、一方において滿ソ國境に多數の兵力を集結しつつ、しかも南京政府を排して事實上滿洲國政府を相手として、ソ聯の滿洲國に於ける權益問題の交渉を爲す如き徹底せる現實外交方策を以て臨んだ。この日ソ國交調整交渉において最初にとり上げられた重要な問題は、東支鐵道讓渡問題であつた。これは交渉開始後一年七ヶ月の長き歳月を費した後、遂に一九三五年一月二十三日交渉成立した。滿洲國がソ聯より讓渡さ

東亞新秩序と日本外交政策 三〇

れたものは東支鐵道及び附屬財産の一切であつて、その價格は一億四千萬圓、その他にソ聯鐵道従業員退職資金として三千萬圓を支拂ふこと、その支拂方法については、現金支拂は譲渡價格一億四千萬圓の三分の一、期限は三ヶ年なるも、調印と同時にその半額を支拂ひ、殘額を三ヶ年に分割支拂すること、物資支拂についても、その期間は三ヶ年であつて、調印と同時にソ聯は支拂品目録を提出し、調印後六ヶ月以内に購入契約を爲すことになつてゐる。この支拂について、日本政府が保障するか否かが、交渉中の重大懸案の一つであつたが、日本政府は公文書の形式で之を保障することになつた。かくして、この東支鐵道讓渡問題について、ソ聯は滿洲國を事實上承認することになつたわけである。

しかるに、この交渉に當つて日本は、之を單なる商取引と看做し、何等政治的意圖なきものの方針を持したるに對して、ソ聯は之に政治的色彩を與へ、ソ聯外交の形式たる不可侵協定への交換條件たらんしめんとする意圖を有するが如くであつた。しかし乍ら、日滿兩國に於いては、當時かやうな政治的諒解を是非とも達成しなければならぬ用意は無かつた。なぜなら、日ソが眞に善隣關係を設定する爲めには滿ソ國境問題の解決、外蒙に於ける彼我の政治的諒解を遂ぐる必要があり、不可侵協定の如き一般的協定を、直ちに締結し得るが如き狀態ではなかつたのである。

當時日本としては具體的箇別的方法によつて、日ソ關係の調整を試みんとする方針をとり、先づ滿ソ國境を繞る紛争の原因を除去すべく、國境劃定交渉を行はんとした。これに對し、ソ聯は國境紛争防止を協定すべく主張したので、遂に東京、モスコウの外交交渉において、兩者を併行的に設置することに議が一致したが、その劃定

すべき國境の地域についての意見が一致せず、交渉が再び暗礁に乗り上げた。

國境紛争はその後絶えず發生し、その主なるものは、一九三五年のハルハ事件、密山事件、綏芬河北方事件、三六年の金廠溝事件、長嶺子事件、タウラン事件、三七年の乾岔子事件、三八年の張鼓峰事件、三九年のノモンハン事件等である。殊に、最後の張鼓峰事件に於いては、日ソは正に開戦の危機にも瀕した程であり、又ノモンハン事件は全く本格的な大戰闘が展開されたのである。かやうな國境紛争の頻發原因は、國境が不明確であるといふ事實に基いてゐるが、それは潜在的な原因に過ぎないのであつて、その根本原因は日ソ兩國が互に大兵を國境線に集結して對峙してゐると云ふ事實に基いてゐるのである。加ふるに、支那事變の進展や日獨防共協定の締結と云ふが如き國際情勢に對する兩國の政策的態度が、影響してゐることは争ひ難き事實である。何んとなれば、若し兩國が直接に争ふべき原因が、國境問題や漁業問題や通商問題であつて、世界政策上又は國際情勢に對する態度に於いて直接相争ふものが無いならば、彼我の直接關係は著しく好轉し協定成立の可能性は充分存するのである。かやうな立論を證明するものとして、次の二つの事實を挙げ得るであらう。その一は日ソ漁業問題である。この問題は、ポーツマス條約以來三十年に亘る條約上の關係であるが、その條約の改訂に際し、或は條約の履行について常に紛争の生ずる場合は、他の事情によつて兩國の國交上面白からぬ關係が生じてゐた時である。例へば、一九三六年十一月に假調印まで了したる漁業條約の改訂が、突如としてソ聯側よりして「國內手續未了」を理由

東亞を繞る列國と日本の外交方針

三一

東亞新秩序と日本外交政策
三二

として正式調印を拒絶して来たのは、當時日獨の間に防共協定の締結が交渉中なりとの報道が傳つた爲めである。爾來、漁業條約は正式協定に至らず毎年暫定的取極めによつて、辛うじて延長され居るの實情であるのみならず、北樺太における日本の石油及び石炭利権に對する壓迫、ウラジオストクに於ける通商妨害、大使館員の査證拒絶、滿洲國領事館に對する妨害、日本領事館の閉鎖要求等、ソ聯の對日壓迫は殆んど枚舉に遑ないが、何れも日ソの國交が兩國の採る國際政策の相違によつて悪化してゐる場合の反映に過ぎない。

他の一事は、日ソ直接の國交問題でなく、間接に兩國の關係に影響を及ぼす問題である。かやうな問題として支那に對する政策及び歐洲に對する政策を擧ぐるを得てであらう。日ソ兩國は何れも支那に地理的に接壤する國家であつて、その各箇の對支政策が相互に影響し合ふのは極めて自然である。日本の對支政策が北支問題を中心として強化せられるにつれて、ソ聯の極東兵力の増強となり、ソ聯と支那とは自然に接近し、三六年十二月の西安事件を契機として「國共合作」が行はれ、ソ支接近の前提が作られたが、三七年七月支那事變が勃發しやがて全面的に發展を見るに至り、ソ支不可侵條約並に秘密軍事協定が締結されるに至つた。このソ聯の對支援助は日本の對支武力進出に影響されたものであるが、その結果は日本の對ソ關係惡化の原因となり、所謂ソ支二面作戰への準備を必要とするに至つた。かくの如く日ソは支那を介在して相互に影響し合ふ關係にある。又歐洲對策に於いても兩國の態度及び政策は相互に影響を與へてゐる。それは次節に述べる日獨防共協定の場合を擧げれば充分であらう。従つて、若し日ソ兩國間に、直接に箇々の問題でなく、包括的な協定、例へば不可侵協定の如きものが、成立

するならば、箇々の問題の調整の如きは、容易に可能となるであらう。日ソ不可侵協定の問題は、最初滿洲事變の直後、一九三一年にソ聯側より提議されたが、ものにならず、提議は再び一九三五年の八月十七日爲された。駐日大使ユレネフは廣田外相に對して「國境に於ける事件及び紛争の調査及び解決手續に關する日本帝國並に滿洲帝國及びソ聯邦間の條約試案」といふ形式を以て、國境確定のみならず、紛争處理を目的とする條約の締結を提議したが、當時の滿洲國及び關東軍の意圖は、國境確定を先決すべしといふに傾いてゐたので、この度の交渉も成立しなかつた。しかし、最近に至つて、一九三九年の秋、獨ソ協定の締結によつて日獨伊防共協定が事實上消滅し、續いてノモンハン停戰協定が成立した後に於いて、日ソ關係が好轉し國境問題についても確定委員會が成立する機運となつた。

従つて、日ソの國交關係は、兩國の間に介在する諸問題の沿革上並に技術上多少の困難はあるけれども、兩國の一般的には世界政策、特殊的には支那に對する政策が根本的に一致せずとも、直接に相互の脅威となるが如き方向を執らざる限り、兩國の間に介在する直接の問題の調整と解決の見込は充分存するのである。その點について今後少くとも、歐洲における獨ソ協定の存する限り、又支那に於ける日本と英米との關係が調整される限り、日本は通商上その他の點に於いて對ソ友好關係の恢復及び保持に努めることは火を踏るより明かであらう。

(ロ) 日獨伊防共協定の経緯とその効果

東亞を繞る列國と日本の外交方策

三三

満洲事變の結果として日本は、支那は勿論のこと英米佛等の歐洲大戰後の國際的制度たる集合的安全保障をその外交樞軸とする諸國の反對を受け、國際聯盟より脱退を餘儀なくされた。その結果事實上孤立的地位に陥らざるを得なかつた。しかし、孤立政策は日本の外交的傳統に反するのみならず、國家的安全を保障する所以でもない。かくて日本は再び世界の有力な國に友人を求めねばならなかつた。

明治以來の日本は、主として英米との協調によつてその外交方針を定めて來たが、先きの歐洲大戰を最後として英米との協調關係は、最早昔日のそれの如く友好的ではあり得なくなつた。一時協調政策が成立したが、滿洲事變によつて完全に破綻してからは、國內に於ける親英米派の勢力の退場と共に、反英米的空氣すらが昂揚されるに至つた。かくの如き状況の下に、歐洲に於いて、獨逸のヒットラー政権がヴェルサイユ條約の打破を目的として登場して以來、日本と獨逸とは思想的に又政策的に相接近する地位を互に見出したのである。

しかし乍ら、日獨兩國共にその國內において、その接近を妥當とせざる分子を有してゐたことは明かである。その兩國の直接の通商關係は餘り大ではなく、又支那その他の市場における地位は競争的であつた。従つて、兩國の財界、實業界の方面に於いて、これに反對するものが尠く無かつた。しかし兩國の軍事政策及び最高政策は、かやうな反對を超越して、最少限度に於ける共通點を見出すことによつて、相接近することとなつた。それは兩國の反共產主義である。かくて一九三六年十一月二十五日「共產インターナショナルに對する協定」が成立したのである。

この所謂日獨伊防共協定は、三ヶ條及び附屬議定書より成る簡單な協定であるが、第一條は、その對象たるコミンテルンの革命挑發工作を阻止せんとする目的を明かにし、第二條は、特定國を目標とせず唯コミンテルンの脅威を受ける第三國の参加に關する共同勸誘を圖る旨を明かにしてゐる。第三條は、五ヶ年の有効期間を規定してゐる。従つて、この協定は締結當時我が外務當局の言へる如く、「コミンテルンの脅威に對する防衛處置の完壁を期し、なるべく多數の國家と協力する事を欲した」ものである。しかし乍ら、その間接の結果は、「本協定に關し、又は背後に、何等の特殊協定のないことは勿論、右以外の目的を以て何等か特殊の國際的ブロックを形成し、又は之に参加せんとする意圖を有するものでもない。又本協定はソヴィエツ聯邦その他の如何なる特定國をも目標とするものでない。」といふ否定的説明にも拘らず、アキンス・ブロック又は反民主主義ブロックとして、最近の國際關係に可なり大きい波紋を描いたのである。すなはち本協定は反共產主義なると共に、反民主主義をも特徴とするものである。ただ、この二つの特徴の何れが重大な役割を演ずるかは、日獨伊三國の間に必ずしも一致が存してゐたわけではなく、又その協定の存立期間内における情勢の如何によつて一様でない。従つてそれは三國の國際政策の變化と共に當然變化するものであつた。

日獨伊防共協定―伊太利は一九三七年支那事變勃發と共に之に正式参加した―の效果は、直ちに現れなかつたが、支那事變の勃發後、兩國の滿洲國承認となつて現れた。聯盟のブラッセル會議に於いて、伊太利代表マレスコッチ伯は、支那事變が九國條約の適用範圍外なることを主張して、日本の立場を辯護した。獨逸は支那との友

好關係を維持しつゝ、日本との防共協定上の友誼關係を表現し、且つ對ソ關係を考慮して、滿洲國を承認すると共に、日支の和平調停を試みると云ふ態度となつて現れたのである。

日獨伊防共協定の效果の第二は、日本及び滿洲國と獨逸及び伊太利との貿易協定の成立である。即ち、一九三八年八月二十四日、日・滿・伊通商協定が成立した。續いて九月十四日滿・獨新通商協定が成立した。新協定といふ理由は、先きに獨逸は滿洲國正式承認以前一九三六年四月三十日、滿洲國との間に貿易協定を締結してゐたのであつて、本協定はそれに代はるものであるからである。この滿獨協定の結果、滿洲國では一年に約一億六千三百萬圓の特産品を獨逸に輸出し、八千八百萬圓の獨逸商品物を交換的に輸入、殘額の七千五百萬圓は現金を以て受取ることとなつたが、兩國ともその中一千萬圓だけは、協定せる主要輸出入品以外の普通日用品を、互に輸入し得ることを、取極めたのである。

日獨伊防共協定の第三の效果は、その成立二週年記念日たる一九三八年十一月二十五日、東京に於いて、日獨文化協定並びに一九三九年三月二十五日、日伊文化協定が成立した。前者は「日本固有の精神とドイツの民族的及び國民的生活を眞髓とする日獨兩國の文化關係を深化せしめ、且つ兩國國民の相互的知識及び理解を増進せしめるべく、學術、美術、音樂、文學、映畫、無線放送、青少年運動、運動競技等の方面に於いて最も緊密なる協定をなす」ことを目的とするものである。後者は、「日伊兩國の永き傳統に基礎を置く固有の文化を相互に尊重し、文化關係を増進し、兩國間の相互的理解を深からしむるため」に行はれたものである。

しかしながら、日獨伊防共協定は、その成立の根本的動機に於いて政治的協定たる限り、その參加國の國際政治的手段として、その國々の當面する國際政治情勢につれて進展する必然の運命を有してゐた。支那事變の進展と共に、日本はソ聯及びコミンテルンの對支關係の外に、英米の對支援助に當面し、殊に對英關係が尖鋭化した。時恰も獨逸は、ミュンヘン協定以後、東歐問題に關して英佛の包圍陣に當面するに至り、他方對ソ關係を控へてゐる關係上、防共協定の軍事同盟化を企圖するに至つた。こゝに於いてか、防共協定は「持たざる國々」のブロックたる色彩を明瞭に表現した。この獨逸の歐洲に於ける要求と日本の支那事變に對する立場とが、一樓相通するものがあり、一九三八年十一月以後、彼我の間に軍事同盟の交渉が秘密裡に行はれた。従つてその交渉經過については知り得ないが、近衛内閣の辭職を経て平沼内閣に至つてもそれが繼續せられた。しかし乍ら、一九三九年三月の獨伊軍事同盟の締結にも拘らず、日本は之に加はらず、遂に八月に至つて獨ソ不可侵協定の成立の瞬間まで、論議は續けられた模様であるが、そこに至つてこの歐洲對策は白紙に還元されるに至つた。

その結果として、防共協定は事實上無効となるに至つた。しかし、そのことは日本の防共政策を根本的に變更したものでなく、又獨逸との一般的關係を變更するには至つてゐない。軍事同盟への不参加といふ外交形式は略々決定的であるにしても、後述する日本の支那事變處理方針から見ても、日本の國際的地位殊に民主主義國家群との關係に、未だ重大な變更の生じ来らない限り、日本が獨伊との親善友好關係を無視することは、理論上考へられないのである。

(一) 英米並に聯盟の對支援助と日本の外交對策

日本の東亞的地位に決定的影響を與へる關係にある國々は、ソ聯を措いては英米兩國であることは、多言を俟たずして明かなことである。しかるに、滿洲事變以來、日本と英米兩國との關係は惡化の一途を辿つた。日本が集合外交方策より離脱して、自主獨往の態度を以て支那に臨み、アジア大陸への發展を試みようとするに對し、英米兩國は、自國の權益の侵害を恐るゝのみならず、その念とする世界秩序の方式たる集合外交制度を離れた國家の發展を以て、國際的不安全の徵表と看做した。その結果として、支那における國民政府の抗日政策を援助することによつて、直接には集合條約上の義務を履行すると共に、間接には日本の發展を阻止し自國の權益を擁護する政策に出づることとなつた。

かやうな英國並に米國の支那政策に對する日本の最初の抗議として著名なものは、一九三四年四月十七日の所謂天羽情報部長談による日本政府非公式聲明を擧ぐるを得るであらう。

この天羽聲明なるものは、一九三一年の滿洲事變後、日本と支那との和解に失敗した國際聯盟が、支那に對して或は財政的援助或は技術的援助と稱して公然國民政府の抗日政策の強化に資し居り、各國が支那に對し盛んに武器の賣込みを爲し居る事實に基いて、日本政府として黙過し難き所として、日本の對支態度を明確にしたものである。その内容は四月上旬廣田外相が、我が在外公使に發せる内訓と内じ内容を有するものである。その天羽

聲明の骨子は、左の三點に歸する。

- (1) 東亞に於ける平和及び秩序維持は、日本の單獨責任であつて、之を遂行することが日本の使命であり、又日本は之を決行する決意を有する。
 - (2) 支那の保全統一乃至國內秩序の回復は、支那自身の自覺又は努力に俟つ外なく、此の見地より支那側が、以て英米並の對外策に出づるが如きことあらば、日本としては已むなく排撃しなくてはならぬ。
 - (3) 列國側にも滿洲事變、上海事件より形成せられた狀態を顧慮して、支那に對し共同動作を執らんとするが如きことあらば、たとへ其名目は財政的援助と云ひ、技術的援助であるにせよ、右が政治的意味を帯ぶるは必然であつて、遂には支那に於ける勢力範圍の設定、國際管理、又は分割の端緒を開くものであるが故に、日本は主義上反對せざるを得ぬ。
- この聲明が英米兩國殊にその民間の輿論に、多大の反響を呼び起したことは當然であるが、同時にその聲明の内容が明確を缺いてゐたので、英米兩國よりその説明が求められた。殊にこの日本の主張と九國條約に於ける機會均等・門戶開放主義との關係が問題の焦點となつた。この時日本は、廣田外相の答へた如く、正面から九國條約を否認するが如き意思を持つてゐたわけではなく、日本として抱いてゐる懸念を表白したまでであるから、さういふ國際條約上の疑問が、外交交渉によつて明白にされる道理は無い。だが、この時の交渉の結果は、一應打ち切りとなつたが、その際明らかとなつたことは、サイモン外相が下院に於いて述べた如く、英國政府は支那に於ける技術的乃至財政的援助の如き「特定行為が危險を増大するかどうかを、日本政府だけが單獨に決定する權限を持つてゐることを承認し難い。」と宣明し、又米國に於いてはハル國務長官が、グルー大使の報告に基いてその見解を表白した一節において、「アメリカ國民並にアメリカ政府の意見に依れば、他の獨立國の權利義務並に正當

なる利益に影響を及ぼすべき事態に於て、一國民が他の關係諸國の同意を待たず、獨斷的意見のよこの事態を解決せんとする」は、不可である、言つたことから察せられるのが、英米の態度である。

これに對して日支關係の具體的趨勢に對する日本の態度は、法律關係の有無に拘らず、滿洲事變以來専ら事實狀態への判斷に基き、これを政策的に處理せんとするに傾いて來たことである。従つて、第三國の支那に對する活動又はそれから生ずる關係が、如何なる既存の法的秩序の下に爲されるかを問はず、恰も治安警察の立場から人民の權利が制限される場合に似たる外觀を執つたのである。これは後日の支那事變への發展によつて實證されるところであつて、その意味に於いて天羽聲明は、當時英米が飽くまで合意による改訂以外は、既存法律の上に於ける合法的活動なりとして、日本の制限を背じないのと共に、極めて注目し値する外交上の一事件であつた。

天羽聲明の事件は單なる聲明に關する交渉に過ぎなかつたが、その後一九三五年四月十日より實施せられることになつた滿洲國の石油專賣制度は、滿洲國を依然承認してゐない米國人の自分勝手な立場から見ると、恰も天羽聲明の實行と看做され、又北支停戰協定の締結後一九三五年十一月成立した冀東政府下の密輸入問題も亦、英米から見るとその聲明の趣旨を實行する端緒若くは片鱗と看做され、再び抗議を提出して來た。が、これら滿洲國及び北支に於ける日本の行動は日本國民及び政府によつて、全く既存條約から離脱若くは無關係な事實上の行爲と看做されてゐたものであつて、彼等の見解には全く調整の餘地が無いことは明白である。だからその抗議は日本によつて黙殺されたのである。

天羽聲明後、英米兩國が共同抗議の形式を以て日本に迫つた最初のものは、一九三五年十二月五日の北支五省自治問題に關するものである、しかし、この場合に於いても、從來の如く日本の行動が條約違背の虞ありとの注意を喚起し、英米の條約遵守、權益保障の主張を繰返したに過ぎない。冀察政權の樹立を中心とする北支問題は、當時進行中の日支交渉の眼目であつて、未だ日支兩國の間にすらその交渉が成立してゐないのであるから、日本としても英米からの噂に基く抗議に返事のしようが無かつたのである。

日本と英米との良好ならざる外交關係に、更に一段階を與へたのは、一九三六年一月に於いて遂にその失敗に終つた海軍々縮會議の結果である。その前年の十二月よりロンドンに開かれたロンドン軍縮會議は、一月十五日を以て最後の場面に到達し、日本は遂に會議脱退を宣し、無條約狀態の現出を見るに至つた。周知の如く、日本は量的制限問題の先決を主張し、その量的制限方法として共通最大限を設置する案を妥當とする方針を堅持したが、それが英米の質的制限案や通報案と相容れなかつた爲めに會議は決裂に終つたのである。日本が何故に會議の決裂をも取へて辭しなかつたかに就いては、永野全權が會議の席上日本の立場について述べた際に言へる如く、「日本國自身の事情は、ワシントン・ロンドン兩條約の比率主義協定の存続を絶対に許さないやうになつてゐる。兩條約の爲めに日本國內に種々の問題が起り、又極東に遺憾な事件が頻發した。故に日本は共通最大限設定の根本主張は、どうしても枉げる譯には行かぬ。」といふのが真相であらう。

以上の如き諸情勢は、日本と英米との關係を一般的に惡化せしめるものではあつたが、しかし乍ら一九三九年

七月の蘆溝橋事件の勃發に至る迄は、その關係は比較的靜謐に經過した。獨逸を中心とする歐洲情勢の惡化に鑑み英國の如きは、むしろ日本との妥協を欲するに傾いて居り、殊にリースロップの歸國後その觀察報告に基き、英國は日本との協力の必要を認め、支那に關する日英の協調の可能性について下交渉が倫敦に於て行はれ、又民間人の兩國通商評議會が開かれんとした位である。しかし、その後の情勢が如實に示す如く、到底如何なる意味にせよ、外交交渉の成立は不可能な事態であつた。又米國は孤立主義的感情が比較的強く國內を支配して、歐洲若くは極東への干渉は消極的であつた。

一九三七年七月八日蘆溝橋事件勃發するや、米國のハル國務長官は、七月十六日聲明を發して米國の態度を明らかにした。それは極めて慎重なる用語を以て、「國際協定の忠實な履行」「平和的折衝の手續による國際問題の調整」及び「平和的及び實際的手段による協力」といふが如き、米國の一般的平和方針を闡明して、世界の輿論を喚起せんとしたものであつて、九國條約とか不戰條約とか特定の條約も援用せず、又日支の如き特定の國も指示してゐない。日本は之に對して、例によつて、かやうな一般の方針の極東への適用に際しては、充分なる現實の特殊的状态を認識しなければならぬと返答した。

英國は、支那の國內統一工作を援助すると共に、日本との妥協を策してゐただけに、北支事變の勃發はこれを遺憾として、むしろ南京政府に對しては蘆溝橋事件に關する現地約諾の承認を希望したと傳へられた。

米國は、事變勃發以來、輿論中に中立法の適用を主張する者あるに鑑み、一時その發動が問題となつたが、同

國政府は、依然「二十四時間制」の下に態度の自由を留保し、ただ自國商人の支那及び日本向けリスト記載の貨物輸送は、自己の危險に於いて爲すべきことを警告し、結果において支那向け武器輸送を困難ならしめた。しかし乍ら九月二十二日に至つて、日本の南京空爆に際して、「無防備都市」の廣範圍に亘る地域の爆撃に、反對の意見を表明し、米國人民の蒙るべき危險に就いて警告を發し、その損害を蒙りたる場合には賠償を要求する權利を留保することを申入れて來た。これに對する廣田外相の九月二十九日の回答は、空爆が戰闘の必要に基くこと、その目標から非戰闘員は除かれてゐること、第三國人の權益は可及的保護されてゐること、しかもなほ損害の避け得ることあるべし、と云ふにあつた。

支那側は、九月十三日國際聯盟總會の開催に當りて、日支紛争に關する正式提訴を爲した。事變勃發以來發生したる幾多の事實を擧げたる後、「前記の如き日本軍の支那の領土侵略は、國際法の凡ゆる原則、國際條約の凡ゆる規定及び人道の凡ゆる條理を、全く無視せることを示すことに外ならぬ。」との理由を附して聯盟に訴へた。これに對して日本は、外務省情報部長談を以てこれを反駁して曰く、「日本は非聯盟國で政治問題については聯盟と協力しない建前を取り來つてゐるが」と前提し、支那側の主張の誤謬を指摘したる後、「今次事變に對する帝國政府の方針は、あくまで支那の反省を求め、誤れる排日政策を抛棄せしめ、以て日支兩國の國交を根本的に調整せんとするに在る」旨を明かにした。

聯盟總會は、日支紛争事件を二十三ヶ國諮問委員會に附託して、その報告を求めることとし、十月六日該報告

東亞を繞る列國と日本の外交方策

四三

書を採擇した。それによると、聯盟は九國條約會議を招請すると共に、總會は支那に對し、道徳的援助を表明すると共に、各聯盟國に支那を援助し得る程度を考慮すべきことを勧告した。この聯盟總會と時を同じふして、米國に於いてはその前日、すなはち十月五日、ルーズヴェルト大統領のシカゴ演説が行はれ、有名な「侵略國の隔離政策」なるものが主張されたが、それは米國が間接に聯盟の行動に協力したものと云へよう。更に十月十二日に大統領は、「爐邊談話」の中で、九國條約會議への招請受諾理由を述べて曰く、「同會議の目的は、協約によつて現事態解決を図ることであるが、此の解決策發見に當つて、日支以下九國條約調印國と協力するといふのが、米國の同會議に参加する理由である。かゝる協調こそ延いては將來全世界の平和達成に導く有力なる一方策の一例となるであらう。」と。

ブラッセル會議は、日本がこれに参加を拒絶したため、直接に日本と折衝する手段を缺いてゐたため、最初より熱意なく、單なる宣言を爲すに止まつた。會議を指導すべき立場にあつた英米兩國が、何等實力による強制手段を考慮してゐない以上、單に世界の輿論を動員して、各國民の行動を規律すべき理念を樹てようと試みたに過ぎぬのであつて、それらの理念そのものの通用を、事實上拒絶してゐる日支紛争に、何等の影響を與へるもので無かつたことは豫想された通りである。

ブラッセル會議を契機として、英國の對支態度に、一つの轉移が行はれるやうになつたことが看取された。それは直接聯盟規約上の集團的義務履行から逃れて、聯盟國の各自の立場に於ける支那援助に轉移したことであり、

英國はその極東に於ける自國權益に對する配慮から、支那援助を併せ考慮する立場に轉化し、その結果日支兩國に對する現實的な中立政策を維持するやうになつたことである。

しかし乍ら、その後パネー號及びレデーボード號事件によつて、米國及び英國の輿論が悪化し、兩政府は日本に向つて強硬且つ普通ならざる手續を以て日本の反省を求めて來た。かやうな事件に對しては、日本國民並に政府は頗る遺憾なりとして、陳謝の意を表し、提督の賠償を約し、且つ當該事件責任者の處罰を行つた。かやうな事件に對し米國の輿論は悪化はしたが、昔日の如く極東に對する一般的な干渉論を爲すよりも、むしろ戦争に捲きこまれぬやう之を避け、事變の發展を靜觀するものゝ如く看取された。その間、自國人の生命財産の侵害に對する、小さいしかし乍ら數多き抗議を、日本外務省に提起するのみであつた。殊に戰國が揚子江流域に及んで此種の事件は増加した。米國のこれに對する抗議は、一九三八年五月三十一日のそれを以て代表し得るであらう。

しかし乍ら、廣東並に武漢の陥落が目撃の間に迫り、又北支に於いては臨時政府の施設が進捗し來り、漸く日本の對支工作と第三國人の地位との關係が、問題となり來れる時に當り、一九三八年十月六日米國政府は、長文の通告を日本政府に送つて來た。これに對し日本政府は回答を延引し、漸く十一月三日の支那事變處理に關する方針を決定したる後、十一月十八日の開議に於いて、有田外相は右の回答文を説明してその決定を求め、しかる後之を天皇陛下に内奏して御裁可を得たる後、米國代理大使ドクマン氏に手交した。右の回答は、次章以下に述ぶる支那事變處理に關する新秩序建設の方針と關聯し、單に米國の要求せる箇々の事項に關する回答たるのみならず、

東亞の情勢に對し「事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て、其儘現在及び今後の事態を律せんとすることは、何等當面の問題解決を齎す所以に非ず。」と宣したる新秩序外交への轉移を、中外に闡明した劃期的のものである。従つてその回答内容については後章に譲つて説述するであらう。

この間、英國も箇々の問題について、日本政府に對してその都度抗議を提出し來つた。その中特に強硬なるは、一九三八年揚子江閉鎖に關するものであつた。又、英國政府は大きな政治問題を除外して箇々の案件を解決する方法として、日本政府との會談の形式を試みたが、日本政府に於いては、外務大臣の變更もあり、又十一月三日の事變處理方針を決するまでは、確然たる返答も爲し得ざる事情にあつたことは、對米關係と同様であつた。

〔五〕東亞新秩序に關する日本政府の聲明

(イ) 支那事變處理の究極目標

支那事變の勃發以來、日本政府はその事變究極の目標について、闡明する處が無かつた。事實政府にはさういふ考も無かつたのかも知れない。それは事變の勃發経緯が示すやうに、止むを得ず武力によつて支那の排日侮日行爲を「膺懲」する以外に、道が與へられぬ程に、日支關係は行詰つてゐた。従つて、事變の發展性や武力手段の伴ふ副作用の何たるかについても、敢へて顧慮することも無く、一向にその當初の目的を貫徹すべく、事變の擴大はその希望するところでないにも拘らず、敢へて中途に止まるを得なかつた。それと同時に明かなことは、武力的手段によつて、從來の外交交渉において要求せる條項、すなはち廣田三原則以上のものを求める意思が、加はつたものでもないことである。従つて、事變に邁進することは、從來の北支問題を中心とする日支交渉の内容に對して、新たな變更を加へたものではなかつたのである。

それ故に、南京陥落の際、獨逸の周旋によつて和平條項が提出された時、それが全く従前の廣田外相の三原則その儘と言つて差支なかつたことも、その證左となり得るものである。それまでの日支問題の處理形式は北支主義であつたと言へるのである。すなはち、それは滿洲事變の處理方針の延長に過ぎず、滿洲國の接壤地域たる蒙疆

及び北支に對して、滿洲國と同様若しくは類縁ある秩序を設定せんと欲するものであつた。廣田三原則はこれを南京政府に要求し、兩國の國交調整を企てる場合に、北支以外の支那地域に對しては、幣原外交以來日本の一部に有力な和協主義を以て臨んだのである。それは、本質的に異なる二つの方式を簡單に綜合したものであつて、案の條それが失敗するに及んで事變の勃發となつたのである。

近衛首相は、この日支兩國々交の行詰つた事態において、豫め確定せる具體案を以て臨んだのではなく、むしろ事變の不擴大が避けられぬこととなつた以上は、徹底的に事變そのものの、武力的效果を貫くと共に、日支國交の調整については廣田三原則よりも遙かに根本的な原則を以て、北支主義の如き地域的限定を設けず、全面的調整を根本的基礎の上において、期待してゐたもの、如くである。それは事變直後の議會において一議員の質問に答へたところによつて窺ひ得るのである。しかし乍らその全面的調整の機會が豫知し得ず、又その國交調整の基準たるべき事變處理の決定も決して容易でなかつた。

しかし乍ら、一九三八年の徐州戰の完了後、武漢攻略の歩武が進められようとした時、内閣に大改造が行はれて内閣が強化され、國論の一致が期待されるやうになつてから、對支中央機關設置の議と共に、漸く事變の處理目標が討究されるやうになつた。しかも、この對支中央機關を設置すること自身が、國內諸方面の摩擦を惹起したが、その原因の一部は、事變處理の方針並に手續に關する政府關係者の間の見解の相違に胚胎してゐたのである。従つて事變處理方針の決定は、國論が漸く事變の發展推移に鑑みて、これ以上、元來その意思又は計畫の中にもな

い長期的本格的日支戰爭を繼續することが得策なりや否や、これを決定すべしとの要望が生じ來つて、始めて政府もその機會を握り得たのである。それは國民待望の漢口陥落の機會であつたのである。

廣東は十月二十二日、漢口は十月二十五日それぞれ陥落した。日本政府は國民がその戰勝を祝つてゐる時、十一月三日、その事變處理の目標が東亞新秩序の建設に在る旨を發表した。その全文は左の如くである。

今や、陛下の御授意に依り帝國陸海軍は、克く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を肅清したり、國民政府は既に地方の政權に過ぎず。然れども、尙同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが潰滅を見るまで、帝國は斷じて牙を収むることなし。

帝國の冀望する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り。今次征戰究極の目的亦此に在り。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治・經濟・文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も従来の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢へて之を拒否するものにあらず。

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず。就中、盟國諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が帝國の精神に淵源し、これを完成するは、現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り萬難を排して斯案の達成に邁進せざるべからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。

東亞新秩序に關する日本政府の聲明

この政府声明の核心は、今次事變に對する日本國民及び日本政府の理想的態度を表明して、從來の日支間に續れる種々なる因縁や又新たに戰爭に依つて生じ又生ぜんとする現實的諸關係を超越して、日支和平の理念的基礎を築かんとしたものに外ならない。滿洲事變より北支問題を経て今次事變に至れる直接の原因や事態を離れて、日支關係を惡化せしめる諸事情を反省すると共に、それを越えたる世界において兩國の協力提携への可能性を求めんとしたのである。その聲明の背後には、從來の日支間の抗爭原因が、北支問題に現れた如き特殊性の主張と國家主權との衝突に存し、又同時に西洋と東洋との交錯として發生せる支那の半植民地性に在り、更らに日本の歐米諸國に對する追隨性に歸する等の認識が藏されてゐるのである。東亞に於ける新秩序の認識すはちそれである。しかも、その認識は事變發生以來急激に日本の思想界において昂揚され、一般國民の思念に往來したところであつて、それらが近衛内閣自體の見識と相俟ち、相反映して、この劃期的聲明となつたのである。

勿論、その聲明の内容が具體的に意味するところを検討すれば、廣田三原則に於いて既に表明されてゐたところのものと相通するものがあり、決して突如として構想工夫されたものではないことが判明する。しかし乍ら、その重要性は、かやうな具體的事項ではなくて、むしろ「この東亞新秩序の任務を分擔せん」ことを支那に求め、國民政府に對しても「從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に」來投することを慫慂した點にあるのである。單なる外交交渉における要求でなく、日本政府自らが豫め一定の共同目標を明かにして支那政府に協同を求めたところに、この聲明の劃期的意義があり、同時に今次事變の處理方針とし

ての特異性があるのである。

日支兩國の國交惡化の最大原因は、二國の主張するところが各自正當なる理由を有すると云ふ自覺を以て對立し、その對立を越えたる協同の世界を考へたこともなく、又相互の眞意を圖り得ずして信頼の情を有も得なかつた點にある。この一片の近衛内閣の聲明が、よくこの根深い原因を除去し得ないとしても、その努力への一歩として二國協力の目標を提示した點において、この聲明の意義について將來の歴史家がその意義を再評價するであらう。

この聲明に對する國內の反響は、その聲明に於ける兩國の協力體制の示唆が、從來の日本國民の優越的・支配者的・對支觀の水準を越えた理想主義的又は合理主義的である點に於いて、その現實性を疑ふ者と、むしろそれであるが故に、對立が極端化し最早施すべき策も盡き果てた日支關係が、或はこれによつて打開の道が與へられるのではないかと、これに一縷の光明を認める者との二つに大體分れた。さうして、この見解の相違は、今後この聲明を具體的に日支國交調整方針に具現する場合に、更らに一層激しくなるであらうことは明白である。

(ロ) 日支國交の調整方針

十一月三日の東亞新秩序の建設に關する政府聲明は、その向けられた效果はむしろ對内的であつた。事變處理方針に關する國論の統一に資すると共に、國民的諒解を求める爲めのものであつた。従つて、その方針に基いて交

戦中の支那側に向つて直接呼びかける和平條件の闡明を必要とする。又、同時に支那に深い利害關係を有する第三國に向つて諒解を求める爲めにも、より具體的な新秩序内容の闡明が必要であつた。

日本政府は近衛首相談話の形式に於いて十二月二十二日を公表した。これが事變處理方針に基く日支國交調整方針なるものである。又一般的に近衛聲明とも呼ばれてゐるものであるが、その後支那において汪精衛の重慶脱出の理由となり、その和平救國運動に乗り出した際に常に援用するところの日本政府の對支方針なるものは、これである。

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同黨異議の士と相拂へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢澎湃として起り、建設の機運愈々高まるるを感得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。

日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之が爲には支那は先づ何よりも將來の偏狹なる觀念を清算して、抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一掃することが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを事直に要するものである。

次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許さず、からざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以て日支國交調整上緊要の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑み、この防共の目的に對する十分なる保障を擧ぐる爲には、同協定繼續期間中、特定地點の日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。

日支經濟關係に就いては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解しこれに即應じて行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯飽く迄日支の提携と合作

とをして實效あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し且つ日支間の歴史的經濟的關係に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふことを要求するものである。

日本の支那に求むるものゝ大綱は以上の如きものである。日本が敢へて大軍を動かせる眞意を徹するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土に非ず、又職費の賠償に非ざることは自ら明かである。日本は支那の主權を尊重するは固より進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに當らざるものである。

この日支國交調整方針を仔細に點檢すれば、十一月三日の事變處理方針に於いて明白にされた日支協同による新秩序建設の方針を具體化するに當り、一方においては從來の日本が支那に對して求めて來たところと、他方において支那がその反對理由として掲げ來つたところを調整しようとしたことが明白である。すなはち、日本の要求中どうしても捨てることの出来ない要求が、何であるかを闡明すると共に、それを日支協同の新關係の建設に必要な最少限度の保障として、提示したのである。その場合、支那側の主權的獨立や行政的完整に就いての要求を充方考慮すると共に、支那側に對しても、日本の最少限度の要求に應ぜんことを要望したものと見られ得るのである。

その最少限度の要求として、(1)支那と滿洲國との友好關係の設定、(2)防共協定の締結とそれに基づく特定地點の駐兵及び内蒙の特殊防共地域化、(3)日支經濟合作の三點が擧げられてゐる。これが「東亞新秩序の建設を共同の目的として」行はんとする(1)善隣友好、(2)共同防共、(3)經濟提携の具體的項目に外ならない。

この日支國交調整方針に對する國論は、勿論完全に一致してゐない。この方針が暗示してゐる「無併合・無賠償」の方針に對しては、支那を武力的に征服し、その領土を併合しなければならぬと云ふ積極論者や、又通常の戰爭觀念に捉はれてゐる人々や、物質的手段によつて戰爭の犠牲が補ひ得るものと考へてゐる賠償主義者は、非常に不滿とした。この種の民間の意見を反映して、一九三九年の一―三月の帝國議會は、屢々この點に關する政府の眞意を糾したが、政府はその方針に變り無きことを答辯してゐる。

なほ、この日支國交調整方針について考へて置かねばならぬことは、これを以てしても、それは未だ根本方針に過ぎぬのであつて、一層具體化し細目化される必要があることである。その場合四圍の事情の變化も豫想されることであるから、それが現實において如何なる修訂を施されるかは、必ずしも豫斷し得ないのである。しかし、その根本方針を、如何なる方向にせよ、著しく變更することは、恐らくあるまいと思はれる。なぜなら、この方針は一方において支那側の要望の性質やその限界を充方検討すると共に、他方において日本側の要望を統制し得ると云ふ見透しの下に爲されて居り、結局兩者の協力を可能ならしめる最低條件なりとして、決定されたものであるからである。

この國交調整方針の作成者であつた近衛内閣は去り、平沼内閣これに代り、今日は阿部内閣になり、明日は又如何なる内閣になるか不明であるが、内閣の更迭は、この「不動の國策」に大きい影響を與へ得ないことは明かであらう。この調整方針の根本を覆すやうな政治情勢は、尠くとも國內的には豫想され得ない。むしろ問題は、

方針内容の變更可能性のそれではなくて、それが如何なる條件の下に於いて、如何なる過程をとつて實現されるかにある。それは支那及び第三國に於ける情勢によつて支配される事實上の問題に過ぎない。

〔六〕 東亞新秩序と第三國との關係

(イ) 對米回答に現れたる日本の見解

東亞新秩序の建設方針が、政府又は國內に關する限り、その大體の輪廓が定まつたとしても、それを對支關係及び第三國關係に對して、如何に具體的に外交交渉に移すかは、全くその時の客觀的情勢に制約されねばならない。何故なら、その當時既に支那事變發生以來一年以上の歲月が経過し、支那大陸に於いては日本軍の占據地域に種々な政權が樹立され、日支兩國による具體的な措置並に施設が實行され、それらの影響は、當然に第三國の支那に於ける條約上又は事實上の地位に及ぼざるを得ない。これに關しては、既に前々章に於いて叙述せる如く、英米兩國より屢々通告又は抗議が爲され來つたのである。

日本政府としては、これらの個々の具體的問題に關する處理と共に、漸く政府として定めたる事變處理を目的とする東亞新秩序の建設方針に照らして、それと大いなる矛盾を來さずして處理しなければならぬ立場に置かれた。殊に外務當局としては、戰時狀態下に於いて過渡的に發生せる諸行為又は諸事態の恒久化の可能性を、吟味又は評價することが許されてゐない。このやうな狀況において、外交交渉が如何に困難であり、成功し難いものかは、問はずして明かであらう。

一九三八年十月六日附米國政府の通告に對する日本政府の回答が、米國の屢々なる督促にも拘らず、遂に十一月十八日まで遅延されたのも、如上の事情にその一部の原因が存したことと思はれる。とにかく、その回答に於いて始めて日本政府は、米國の通告し來れる個々の問題、すなはち青島爲替問題、關稅改正問題、諸權益問題、米國人の占領地域への復歸問題、米國人の待遇問題等について、日本政府の所見を公にすると共に、一般的に東亞新秩序の建設と第三國との關係について、日本政府の方針とし且つ要望するところを明かにしたのである。その全文は左の如くである。

以貴館啓上致候。陳者支那に於ける貴國權益に關し十月六日附貴館第一〇七六號を以て近衛前外務大臣宛御申越の次第有之聞悉致候。

右貴館に於て閣下は貴國政府の有する情報に基き幾多事例を挙げ、支那に於て帝國官憲が貴國人民に對し差別待遇を與へ貴國權益を侵害し居る旨述べられ候處、是等事例に付帝國政府の見解を陳明すれば左の通に有之候。

一、青島爲替問題 青島に於て現に輸出爲替に關し實施し居るが如き措置を講ずるに至れる経緯は、帝國政府の承認する所に依れば左記の如くにて貴國人民に對し何等差別待遇となるものに非ずと了解す。即ち曩に北支に於て中國聯合準備銀行の設立を見、其の銀行券は一圓に付一志二片の對外價值を有する事とし、其の發行高は既に一億數千萬圓に達し一般に普及し居る次第なり。且同銀行券は臨時政府の強制通貨にして同券の價值維持に圓滑なる流通は、北支に於ける經濟活動の運行進展の基礎として不可欠なるものと認められたる結果、帝國政府は之に協力するの態度を執り來れるを以て、帝國臣民は總て同券を使用し居り、從つて對外輸出に當りても一志二片の相場にて外貨に換算し居る次第なり。然るに他面尙同地方に流通し居る舊法幣は、其の實際上の對外價值八片内外に下落し居るを以て右を利用せる輸出取引は一志二片の聯銀券を利用し法定の對外價值に依り正當なる取引を行ふ者に比し不當の利益を得つゝありて、聯銀券を使用し居る帝國臣民其の他は北支新政府の管轄地域内に居住營業しつゝ而も舊法幣のみを使用するものに比し、不當なる不利益を

限り居りたる次第なり。他面聯銀當局において時々等價にて換算し居る舊法幣と聯銀券の對外價值において敍上の開きを有することは、延いて聯銀券の對外價值には日本圓貨の價值にも影響を及ぼすを以て、帝國政府としては右を放置し難きを得ざる次第にて、青島における本件輸出爲替に關する措置は、不當に利益を得つゝありたる舊法幣使用者の地位を聯銀券使用者の地位と同等ならしむると共に、聯銀券の對外價值維持を擁護せんとする一の企畫なりしものなり。而も本措置は國籍に依り適用を異にするものに非ざるを以て、何等の差別待遇に非ず。寧ろ從來一種の差別的待遇を受け居りたる聯銀券使用者の地位は、本措置に依り初めて同等となり、完全に平等なる基礎の下に競争するを得るに至れる次第なり。

二、關稅改正問題 北支及中支に於ける支那新稅關改訂を實施したるは、曩に國民政府の施行せる稅率が不當に高率にして經濟復興民生の福祉を圖るに過せざりしに鑑み、合理的改正を爲さんとしたるものなるも、兎に角取敢へず各國が既に承認したる一九三一年の稅率を採用せるものにして、或特定國の利益を企圖したるものに非ず。従つて右改正に對し如何なる國の在支居留民よりも不滿の聲を聞かざりし次第なり。帝國政府も固より其の改正の趣旨に賛成にして、本改正に依り各國の對支貿易は愈々促進せらるるものと思考し居れり。

三、諸權益問題 次に支那に於ける或種の企業會社の設立に付ては、今次事變後に於ける支那の經濟財政及び産業等の復興開發が支那民生の爲無量の急務なるのみならず、帝國政府としては東亞に於ける新秩序建設の爲是等復興開發事業の急速なる着手及びその進行に重大なる關心を有し、凡有積極的努力を傾注し居るものにして、北支那開發及び中支那振興の兩投資會社の設立を見たるは、支那側に對し右復興に必要な援助を供與すると共に支那の資源開發に寄與せんとするものに外ならず。何等貴國人民の支那に於ける權益を害し、其の事業に差別待遇を與ふるものに非ず。従つて帝國政府としては新事業に立脚して我方に協力せんとする第三國の參加に對し反對する意圖無きは勿論、寧ろ大いに之を歡迎するものなり。北支及中支に於ける電氣通信會社、上海に於ける内河汽船會社及青島埠頭會社の設立も亦、水陸により破壊せられたる通信運輸及港灣經營機關を至急整備するの緊急必要に出でたるものなる處、電氣通信事業が公共的性質を有するのみならず治安國防等の關係より特殊會社の事業たるは當然なるが、其の他は普通の支那又は日本法人にして何れも貴國又は第三國に對し差別的待遇を與へ利益を獨占することを目的となし居るものに非ず。尙羊毛取引に付ては蒙疆地方において買付機關を統制したることあるも、現在右は撤去せられ居り、又煙草に付ては現在何等專賣計畫の事實存せず。

四、復讐問題 我軍占領地域への貴國人民の復讐に付ては、北支においては右復讐が却つて復讐者の安全に害あるが如き特殊の場合の外之を制限し居らず、揚子江流域地方において既に多數貴國人民の復讐を見たるは御承知の通なる處、未だ何一般的に復讐を許容し得ざるは屢次申述の通り、或は治安の未だ恢復せられざる爲の危險を慮り、或は機密保持等我軍作戰の必要上第三國人民の立入を許し得ざる事由あるに基くものなり。其他一般に右占領地域内に於ける貴國人民の居住往來營業及通商に課せられ居る諸制限も亦、占領地域内の治安の現状及軍事上の必要に基く最少限のものにして、帝國政府においては事情の許す限り速に常態に復せしめんことを期し居る次第なり。

五、米人待遇問題 貴國領域内において帝國臣民が受け居る待遇と、帝國内において貴國人民の受け居る待遇との間に何等か根本的な差異ありと爲すが如きは、帝國政府の意外とする所にして、帝國内に於ける貴國人民が劃下の非常事態に際し種々なる經濟上の拘束を課せられ居るは事實なるも、斯くの如き拘束は帝國臣民及貴國人民以外の外國人も均しく之を受け居る所にして、特に貴國人民にのみ課せられたるものに非ざることは申す迄もなし。尙貴國領域内における帝國臣民の待遇に關して、貴國中に陳べられたる貴國に付ては別に帝國政府の見解を申述すべきことを留保するものなり。以上屢述の通り帝國政府は支那に於ける貴國權益は之を十分に尊重する意圖を以て、出來得る限りの努力を爲し來れるものなり。此、目下東亞に於ては有史以來未曾に見ざる大規模の行動行はれつつあるを以て、貴國權益尊重の意圖を實行する上に時として支障を生ずることあるは、貴國政府に於ても御諒承相成るべきことと存候。

目下帝國は東亞において眞の國際正義に基く新秩序の建設に全力を擧げて邁進しつつある次第なるが、これが達成は帝國の存立に缺くべからざるものたるのみならず、東亞永遠の安定の礎石たるべきものに有之候。今や東亞の天地において新なる情勢の展開しつつあるの秋に當り、事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以てその儘現在及今後の事態を律せんとすることは、何等當面の問題の解決を齎す所以に非ざるのみならず、又東亞恒久平和の確立に資するものに非ざることを信する次第に有之候。

然れども貴國その他の列國において敍上の趣旨を諒解せられ、以て企業貿易の諸分野に亘りて東亞再建の大業に参加せらるることに對しては、帝國として何等之に反對するの意圖なきのみならず、且下支那において成長中なる政權としても之を歡迎する用意あるものと存せられ候。右回答申進旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候。 敬具

この回答の骨子は、米國の抗議理由たる米國人に對する差別待遇、日本人のみに與へられたる特權、機會均等主義に反する獨占、米國人の行動の制限等に對して、それが米國人のみに對する特定の處置、すなはち何等國籍上の措置でなく、凡ゆる國人に共通なることを指摘した點に見出される。その場合日本人のみに與へられたる特權、獨占の事實あるに就いては、一方それが日本人以外の國人に對しては米國人たる又何れの國人たるに差別なしとする論理を適用すると共に、他方それらの事實は新事態又は新秩序より必然的に生じたる日支の特殊關係として容認されねばならぬとする論理——九國條約の趣旨に一致せざる——を含蓄するもの、如くである。こゝに於いてか、同回答がその最後において「今や東亞の天地において新なる情勢の展開しつつあるの秋に當り、事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て、その儘現在及び今後の事態を律せんとすることは、何等當面の問題の解決を齎らす所以に非ざるのみならず、又東亞恒久平和の確立に資するものに非ざることを信する次第に有之候」と附加した所以が、理解されるのである。

(ロ) 東亞新秩序の外交方針の闡明

日本は支那に宣戰を布告しなかつた。又新秩序の宣言も一方的であつて、未だ地方的諒解として列國の承認を経たものでない。従つて支那に行はれつゝある新事態は、その儘に現存秩序を變更するものではない。従つて前節に述べた如き日本の對米回答に對し、米國その他がなほ釋然ならざるべきは豫想に難くない。殊に日本が從來

の九國條約下の法的狀態として存在し來れる機會均等及び門戶開放主義に、特殊狀態の下に除外例を求むるが如き主張は、日本としては當然であるが、直ちに第三國の承諾を得ることは出來ない。

そこで、日本政府はその東亞新秩序の内容について、これが説明を要求する英米兩國に向つて諒解を求むべく十二月八日有田外相をして、英米兩大使に對して、自由討議の形式で會談せしめた。これによつて、日本政府の支那に於ける機會均等・門戶開放主義に關する眞意を説明すると共に、將來支那における列國の經濟活動は、新支那の自主獨立性を制縛せざる範圍内に於いて、列國は日本と均等なる立場において、自由競争且つ無差別待遇の原則の下におかれるものたることを強調した。本會談において、有田外相の闡明せる「對外方針要綱」は、左の如くである。

- 一、帝國は今次事變を契機として、日滿支三國に共通した内在的循環たる東亞安定の基礎を確立することを、その念願とし且實務たるを推進するものである。
- 二、而して右安定の爲必要な一要素は、日滿支三國が赤化勢力の脅威に對し十分なる防衛措置を講ずることにある。然るに支那は現に赤化勢力に犯され、而かもこれに對抗する實力を有せず。かかる情況は直ちに日滿兩國の安寧に對する脅威を形成するを以て、日滿自衛のためにも又隣邦支那を救援するためにも支那と相協力するを要するのである。
- 三、又現下の世界情勢は經濟鎖國主義の下に在り、かかる情況の下において日支經濟提携の實現は、必然且不可欠の問題であり、支那としてもその資源及び材料に對する市場を確保することとなり、極めて有利なものである。今次事變は國民政府が右相互關係を拒否し、帝國の生存權を脅威するの態度に出でたる結果である。帝國は如何なる困難あるも、日支の經濟提携に對する障礙を阻止排除する決意を有してゐる。
- 四、支那は先に關稅自主權の回復により、その財政及び經濟が改善せられ、且獨立國たるの實質的條件の幾分かを實現し得

たが、今向不平等條約及び九國條約その他政治的色彩濃厚なる借款契約等により拘束せられ、或は牽制を受けてゐる。これがため支那は差當り戦禍による損害の復興を遂行するはかなかるべく、又右の如き拘束が存続する限り長期に亘り半植民地的市場の域を脱し得ざるべく、その結果支那は獨立國として東亞の安定に對し十分に寄與し得ざることはいふまでもない。元來一國家が外國より拘束せられ、又外國相互の利益擁護のため牽制を受け、その對内外行政に當り國家の重大なる利益及經濟生活の安固を計るために必要な措置を講じ得ざるが如きは、全く適應的なことなるを以て、列國としても既にその不合理を認め支那の要求に關ふため、既に治外法權の撤廢を原則的に承認したが、右は未だ實現に出でざるを以て、支那自身も亦東亞安定のためにも、之等の點に關し更生新支那に對し、速かに好意的措置に出でざるを得ざる處、列國としても治外法權、不平等條約、九國條約其の他の契約により、支那の自主權の行使を制限する如き現狀を、何時迄も續くるの態度を改むべきである。

五、右の結果、支那において列國が享有し得べき權利は、帝國或は英米等において外國が享有すべき所と大差なきは自明の理である。唯日本は前記の如く國防上、經濟上支那と死活的關係に立つを以て、右に關する限り國防政治經濟部門における協力の程度は、他の外國と比肩し得ない廣汎なものたるべきであるが、かかることは敢て日支の間に限らず、歐米諸國の關係に於ても、程度の差こそあれ現に目撃するところである。固より帝國は支那を屬領乃至植民地視するものでなく、帝國が特殊の地位に於いて協力する場合に於ても、歐米各國の經濟活動を全部禁止し排除する意味ではない。通商の自由を支那に於て列國より奪はんとするものでもない。

六、帝國が要求する東亞の安定は、以上の諸項の實現によつて始めて之をもち得るものである。而してこれには支那が自主獨立性を回復して始めて可能なるところである。然るに九國條約はその本來的意味に於ては、支那が其の重大なる利益及び經濟生活の安固を計るに障礙なきことを條件としてこれを締結したものであり、支那が獨立國家として次第に發達し來り、且つ行政權の自由の行使を必要とする程度が高まるにつれ、右條件の具體的内容が豐富となり従つて當然機會均等主義の適用範圍が自然的に擴がるべきものである。假りに日支の特殊關係なしとしても、列國においてこれを承認せざるを得ないであらう。又日支兩國が特殊緊密なる關係を必要とすることは、前述の通り死活的問題であつて、列國がこれ

をも犠牲にせよ」と主張する如きは、正に日支の生存權を否定するものと斷ぜざるを得ない。

七、九國條約に謂ふ機會均等主義は、日支が經濟的緊密なる關係に入るを防ぎ、支那を半植民市場として歐米の爲に確保する爲の條約上の保障とも解され、右は帝國の生存權を妨害する一面、支那に對して全面的に經濟部門に於ける其の行政權の自主的行使を制限するものである。即ち日支の國家的成長を認めざることを意味するものであり、かかる主義は東亞の新事態を許し得ないものである。

八、従つて今後支那における列國の貿易、企業、投資等各部门に亘る經濟活動は、九國條約規定通りに行はれ得べきものでなく、東亞の新事態に則應するため日支の特殊關係を認め、且つ支那の自主獨立性を制約せざる範圍に、限定するべきである。即ち

- (一) 列國の支那における經濟活動は、東亞防衛の一翼をなすべき新支那國防上の基本的要求に背馳せざることを要件とするもので、新支那は日滿兩國とともに防共の盟邦として、東亞防衛の重責を負担すべきものなるを以て、その國防的基礎を確立するに要する基本的産業及び經濟施設の經營は、單なる條約上の理由により拘束されるものでない。國防上必要なる基本的經濟活動の分野は、(イ) 國防上必要なる埋藏資源その他特定資源(棉花、羊毛、鹽等)の開発(ロ) 軍用上必要なる鐵道、港灣、航運、道路、航空、通信等の施設(ハ) 軍需工業及び之に必要な動力(電力事業等)事業の經營。
- (二) 列國の支那に於ける經濟活動は、新支那の必要とする經濟行政權の自主的運用を阻害せざるものなること。
- (三) 前二項を除き、新支那に於ける一般經濟活動に關しては、列國は帝國と均等なる立場に於て自由競争且つ無差別待遇の原則の下に行はるべきものである。

第三國權益尊重を聲明せるは、既得權益をそのまま尊重する實に任ずるの意味でなく、調整を要するものは調整をなすが、その限度に於て又新事態の許す範圍に於て萬々一損害起ることあるも、その額を出來得る限り少く止めんとする願望の範圍に止まるものである。

この會談並に前段の回答を基礎として、米國は十二月三十一日、英國は翌年一月十四日夫々兩度の反駁を日本に通告して來た。それは當然豫期されてゐたところであるが、その言辭は日本の方針の闡明に比例するかの如く強硬を極めてゐることは注目し得る。

米國再通告の要點の第一は、支那における米國人の行動が制限せられる結果は、日本人の權益をして特權的地位 (preferred position) に置かしめ、從つて疑もなく差別待遇となり、その結果は米國人の正當なる權益に反することとなるのみならず、爲替統制、通貨強制及び關稅改訂等の諸行為は、日本軍によつて支持せられる支那における政府が、恰も主權より出づるものであるかの如き含意を示し、それは他國民の權益を無視することとなり、國際條約に違反せる、正當ならざるものと看做さざるを得ぬ、と云ふにある。

第二點は、日本政府の新しい主張する東亞における新事態又は新秩序なる見解は、これに對する承認を以て日本が從來屢々聲明し來れる國際條約の尊重の條件と看做し居るが如く見受けられるが、それはブラドキンカルである。第三點は、米國が機會均等主義を尊重するのは、必ずしも經濟通商上の利益のみに出づるものでなく、國內的及び國際的安定の立場からも主張してゐる。米國は、第三國により又その特殊目的の爲めに、その國民の正當な

る條約上の權益が奪はれ、又一方的に變更されることを承認し得ない、といふのである。

第四點は、日本政府の見解によれば、過去の條約によつて今日及び今後の事態を律し得ないと云ふが、條約の改訂については、所定の手續があり、當事者の合意を要するものなることについて、既に一九三四年四月二十九日の通告 (天羽聲明に對するもの) に於いて日本政府に申入れてある。過去においても、日米兩國はこの點につき充分なる經驗を持つてゐる筈である。米國も極東の事情が變化してゐることを知つてゐる。しかし米國は、一國がその主權下にあらざる地域において、その新秩序の内容及び條件を自ら規定し、恰も自己をその地域の運命を決し得る機關 (the agent of destiny) たりとすることを承認し得ないのみならず、米國は極東においては、

特殊の保障制限を撤廢することが、新事態の方向なりと思惟してゐると、逆襲してゐるのである。最後に第五點として、米國政府はその關係する條約の變更に就いて、正當な合理的提案であるならば、何時なりともそれを關係國と共に、商議する用意があると云ふことを、附加してゐる。

以上要約した如く、米國の再通告は、最も端的に且つ詳細に、米國の極東問題に對する傳統的且つ現在の立場を解明したものであつて、日本の表明せる新秩序の内容及び條件について反駁し來れるものである。しかし乍ら、この通告を仔細に検討する時は何人も、そこに一つの混亂があることを見出し得ない。それは日本政府にも半ば責任もあるが、米國政府も亦その混亂の上にその主張を詳述してゐることは注目し得る。すなはち、國際的觀點よりする新秩序の概念は、事變中に生じたる一切の既成事實を當然に含むものではなく、又今後建設さるべきもの

を一方的に合法化せんとするものでもない。そこに國際的外交調整の機能が存する。例へば條約の否認の如きは當然に一方的に爲し得るものでない。日本はその改訂を示唆してゐるのである。米國は恰も日本がかやうな一方的否認の立場を採つてゐるかの如く、前提してゐるのはむしろ滑稽に近い。有田外相の説明が、この點について不充分であつたことも、この混亂の原因であるが、米國が日本政府の方針を誤解してゐることも明白である。今後日米の正式交渉においてこの新秩序問題が討議され、兩國の間に何等の合意も成立しないにも拘らず、日本が現在の行爲を続ける時、その時始めて米國はこの通告に於いて裁したる言辭の大半を、正當に主張し得るのである。

勿論この米國の回答の他の一半は、米國が日本の主張する新秩序の内容そのものに反對し、條約上又は事實上の理由から承認し得ない。つまり合法的に提起された條約の改訂の場合にも、應じ難いものがあることを示してゐる。しかし、それは今後の兩國の極東政策の問題であつて、今後の發展に俟たねばならぬ。例へば、今日、日本が事實上の關係として東亞地域、殊に支那に於ける各種の行爲を爲してゐるのに對して、それが日本にとつて不可避な運命的な任務であることを認めず、そこに單なる一國對一國の關係しか認めぬ如きは、全く條約の神聖の蔭にかくれて國際關係の實情を全く無視し、自らが他の地域において爲し居ることゝも、矛盾する主張と言はねばならない。

かくの如く、日本政府としても、なほ充分に米國政府に對して反駁し返へし得るものを有してゐるに拘らず、

その理由は明白でないが、その後米國に對して何等の正式交渉も開始してゐないのである。そこには種々なる事情があつて、その機運が熟しないものと想像されるのであるが、何時かはその時が来るであらう。

(一) 日英會談と排英運動の勃發

一九三九年に於ける日本の外交政策は全く混沌そのものであつた。前記の米國政府への通告に對して、又それに續いて來つた略々同様の内容を持つた英國政府の通告に對しても、政府は何等の處置をも講じ得なかつた。その原因は多々あるが、その一は、近衛内閣の退場であつた。その二は、それに代つた平沼内閣が、前内閣の退却原因の一つとして公然の秘密であつた對歐策、すなはち日獨伊軍事同盟案の審議に没頭して、餘事を顧る暇がなかつたことである。その三は、米國並に英國の通告——二者の主張は大同小異である——に對する再反駁としては、新たな事實の發展、例へば日支兩國の國交調整の如きものが必要であつて、さうでないならば同じことを繰返へす外無き對立に達着してゐたことである。

支那事變の進展に伴ひ、その處理收拾の方途が困難となるや、日本はその事變の國際的關聯を次第に強く意識し始め、一方において東亞新秩序の如き新地域概念に基く事變處理方策を構想しながら、他方に於いては最近の世界情勢たる全體主義對モスクワの如きイデオロギー的對立を、基礎とする世界政策に参加する考へ方が、有力に動いて來た。尠くとも、後者の如き世界政策を前提とせずしては、支那事變の處理は不可能なりとする見

解が、目前の支那に於ける英國の授將政策に對して不滿を禁じ得ざる國民的感情と結合して、政府官邊を有力に動かしたのである。

支那に於ける租界問題は、かくして重大性を帯びて來た。授將行爲の事實上の據點として利用されてゐる北支に於ける天津租界、南支に於けるコロンス嶼租界及び中支に於ける上海租界の問題が、東京に於ける日獨伊軍事同盟問題と共に、急激に政治上の日程に上つたことは決して偶然でない。かくの如き趨勢においては、事變處理方針たる東亞新秩序について英米と外交交渉を行ふが如きことは事情が許さないのである。なぜなら租界問題を中心とする局部的交渉の性質と、新秩序問題を中心とする全面的交渉のそれとは、全く反するものである。前者は飽くまで局部的であり、事實的であるに反して、後者は全般的であり合法的であるからである。

しかし、後者の形態に屬する英米との外交交渉が、對立の儘停頓し居る時、世界情勢の變化に影響されて、日本が現地的に具體的に事態の解決を圖らんとし、排英運動の如き國民的政治運動が惹起されたことも、混沌の所産として理解し得るのである。日本國民の國民的感情は、そうした方面に動員され易き事情にあることは充分認識され得るのである。その際、英國のみが對象とされて、米國に對しては可及的穩和な態度を示したことも、それが根本的に政策的性質を帯びたデモンストレーションであつたことを示すものである。英米のバラレル政策にも拘らず、之に動かされたことは、如何に英獨の對立する歐洲情勢が、日本人にとつて誘惑的であつたかを示すものである。

しかし、東亞新秩序の外交方策は、決して日本をして直ちに獨伊の歐洲對策に結合せしめる世界政策ではない。それは飽くまで歴史的且つ地域的な東亞の問題であつて、その交渉對象は英米でなければならぬ。その理由は英米の頑固なる不承認政策に當面する時、英米との交渉は日本の國論に容易に受けられぬものとなり、不評判のものとされるけれども、事實は次第にそれに味方する。

現に日英會談が中途にして決裂した時、獨ソ不可侵協定の締結によつて、日獨伊軍事同盟案も白紙還元となり、平沼内閣の辭職となつた。阿部内閣の成立と共に、歐洲戰爭は勃發し、内閣は、「歐洲戰爭不介入・事變處理適進」の方針を宣言した。最近數箇月の情勢を見る時、日本の外交方策の重心が何處に存するかは、何人も理解するに苦しまないであらう。

〔七〕 世界平和との關聯に於ける東亞新秩序

(イ) 新國際組織としての東亞新秩序の觀念

日本の主張する東亞新秩序が、具體的に如何に日支國交調整を齎らすか、そして又支那に關係を有する第三國との關係を調整し得るか、今日のところ明瞭に斷言し得ない多くの不安を藏してゐる。汪兆銘を中心とする支那における中央政權の樹立が、如何に進捗するか、そしてそれが重慶政府との關係を、如何に調整し安定を齎すかも、全く不確定であると言ふの外はない。沉んや英米等の有力な利害關係國との諒解協定に達するか否かに至つては、全く豫言に困難である。

しかし乍ら、前數章の記述の示す如く、日本の東亞新秩序の建設なる方針は、偶然に又一夜漬けに生れ出たものでなく、多年に亘る東亞政局の不安定を解決する方策として、種々實際上的の経緯を経て形成された日本の國策であつて、日本としては、明治開國以來始めて世界に向つて、自己の脚に支へられた主張として、之を闡明したのである。勿論その成否は日本の意思のみによつて決せられるものではないにしても、又同時にさういふ自己の國策を有たすに、臨機應變世界列國の大勢に順應追隨して來た昔日の場合と、同一に談ぜられないものがあることも、公平に見て正當に認められねばならぬ。

しからは、東亞新秩序の政策は、これを世界平和との關聯に於いて、國際組織上如何なる意圖を有する外交方策であるか、又それを達成する爲めに如何なる方式又は方法を內在的に有してゐるものであるか。この問題については、未だ政府においてもその實踐的經驗の背景を有たす、國民も亦それを充分検討する思想上の一致點を缺いてゐる爲め、日本の輿論が存立してゐるわけでない。以下の叙述は、筆者が過去の歴史的經驗や内外の情勢を觀察反省し、可及的冷靜に検討し、研究したところに過ぎない。

先づ、東亞新秩序の外交方策の國際組織又は國際關係上の性格及び内容は、如何なるものであるかを検討するに、左の如き主要特徴を有してゐると思はれる。

第一は、それは地域的國際組織の一形態である。日本が先づ支那に向つて提携協力を求め、政治・經濟・文化の互助連繫の新體制を求めると云ふことは、明かに從來の一國對一國の主權的國家間の條約關係とも異なり、又國際聯盟規約の如き地球のあらゆる國々を包括する平面的ブラネタリ組織でもない。それは、その地域の限界を固定する點に於ては、若干の困難又は不明確を免れ得ないにせよ、一定の時期に於いて一定の條件を有する國民又は民族の居住する地域に限られる組織である。日本が東亞新秩序と云ふ場合の「東亞」とは、差し當り日本滿洲國及び支那のみを包含してゐるのである。それには、一定の政治・經濟及び文化上の條件が存するが爲めであつて、他の隣接地域については、單に地理的觀念から言へば、之を除外しなければならぬ理由はないが、そこに他の諸條件が備つてゐない爲めに、之を包含しないのである。

第二に、東亞新秩序は、近代國家の形成原理たる民族性(Nationality)の尊重、即ちその政治的獨立及び自由を保障することを前提としてゐる。日支間の最近に於ける抗爭が、直接の原因は如何様であれ、結局のところ日本の大陸的發展に於ける領土的及び經濟的帝國主義と、支那の民族的統一と國家的獨立の主張との衝突に原因し、又現實の武力的紛爭も、このイッシューを繞つて存してゐることは明白である。従つてこの紛爭は、日本が戰爭手段を以て征服被征服の關係を設定するか、或は敗退するかによつて解決されれば、一時的には問題は解消しやう。しかし東亞新秩序の主張は、日本が最初より征服の企圖を有して居らなかつたし、又さういふ意圖の成功の可能性も信じてゐないことから胚胎してゐることは、既に前に明かにしたところである。そして又、支那が日本を單純に敗退せしめ得ることはあり得ない。さうとすれば、日本は支那の主張を認め、支那は日本の要求を認め、兩者の調整を可能ならしめる方法を工夫する以外に、今後の東亞政局の在り方は考へられないのである。東亞新秩序の主張は、かくして必然的に生れ出たのである。

第三は、この地域的な國家協力又は聯合の形態が、國際交通並に世界平和との關係を保障することである。この問題に就いては、東亞新秩序の構成者相互の關係が緊密を加へることは、同時に他のこの地域に關係ある第三國との交通を妨害することを意味しないのみならず、世界平和を危殆に陥らしめる戰爭を目的とする同盟の成立を意味するものでもない。従つてこれらの事柄に對する保障制度が、同時に東亞新秩序に備つてゐなければならぬ。將來の國際組織は、地球上その必要と可能性ある若干の地域において、此種の地域的組織が成立することが、

(ロ) 東亞新秩序の實現の爲めの外交方法

國民主義の狹隘性と、産業主義(Industrialism)を動力とする經濟的發展の擴大性との矛盾を、調和すると共に、全體としての國際組織の健全なる發展を促進するものであると看做してゐる。日本政府が、屢々日本は東亞に於ける國際正義の實現を主張するものであると宣明した裏には、かやうな國際組織によつて經濟諸力の均衡ある分配を考慮し、且つ主張する見解が横たはつて居るのである。米國その他の國々が主張する條約上の秩序を守ることもが、一種の靜的正義であると同様に、日本の主張するものは、この均衡的分配を問題とする動的正義のそれなのである。かやうな二種の正義の調整を企てる爲めには、當然にこの地域的國際組織は、封鎖的獨占的のものであつてはならず、より廣範圍の國際組織との關係を考慮すると共に、國際交通に向つて開放されることが必要であり、且つ可能である。

かやうな三箇の主要な特徴を有つてゐる東亞新秩序の觀念が現實化される爲めには、單にその觀念の闡明を以ては足りないであつて、之を現實の國際的交渉を通じて、實現する方法又は方式が考へられねばならぬ。

東亞新秩序が實現される爲めには、當然に一方的な宣言又は獨斷的な方法によることは許されない。それは當然に、外交交渉によつて遂げられねばならぬ。しかし乍ら、これは固より極めて困難な方法である。日本に於いても、かやうな外交交渉の無力を説く者が多く、且つ歴史上はかやうな事柄はすべて既成事實の承認といふ方法

によつて爲し遂げられたと主張する者もある。又日本以外の國々、殊に英米に於いても、到底その可能性を信する者は尠いであらうことは想像し得ることである。その事實の成否は暫く將來の歴史家に託するとして、東亞新秩序の外交方法としては、かやうな多くの反對論にも拘らず、依然として外交交渉によらねばならぬと考へられる。

その場合、第一に考へられることは、今次事變の最中に於いて發生又は進展した事實なり施設なりは、そのすべてが東亞新秩序の觀念の下に包攝せられるものではなく、既成事實を既成事實として主張することは許されないことである。そのすべてに就いて既存條約に照らすと共に、新秩序の要請に従つて調整し、法的承認を求めねばならぬ。この點に就いて、從來の日米・日英の交渉に於いては一種の混同が存してゐたことについては、前章に指摘して置いたところである。かやうな調整又は承認の結果、從來の東亞に關係ある諸條約の原則に、改訂の必要が生ずるであらうが、その場合は國際會議によつて之を行ふのである。その國際會議の開催以前に於いて二國間の交渉が成立してゐなければならぬことは云ふまでもない。

第二に、支那に關する條約、殊に九國條約に於ける機會均等及び門戶開放等の原則は、種々な點に於いて日本の主張する東亞新秩序の原則と、矛盾衝突するものがあることは明かである。しかし、その點についても、各國の通商上の權利とその方法を區別する必要がある。二者の混同は問題の解決に資し得ない。東亞新秩序は支那に對する通商上の權利を否認するものでなく、その點に關する英米兩國の見解には誤解がある。東亞新秩序は若干

の點において列國の支那との通商上の方法を制限又は變更する。この方法上の制限なり變更なりが、直ちに通商上の權利を否認又は阻害するものでないことは、明かであるにも拘らず、この點について日本と列國との見解には非常に大きい距離があることは、國際平和の上から見て遺憾である。しかし、この點に就いて列國が善意を以て臨めば、その距離を埋めることはさして困難でないと思ふ。

第三に、東亞新秩序の問題はそれ自體の價值のみから決定されるものでなく、又それ自體の地域のみから實現されるものでもない。それはより、廣い太平洋又は世界に於ける平和の問題と關聯して決定又は實現されねばならぬ。従つて、米國が屢々主張してゐるやうに、かやうな地域的諒解は——それが達成されるとして——更に他の種の問題に關する諒解を必要とする。九國條約の改訂は、當然に太平洋に關する關係國全般の問題と、箇々の國家間の問題に就いて、再び諒解を必要とするであらう。しかし乍ら、その場合における外交方法として、必ずしもこれを同時にしかも同一の機會に行ふべきものとは考へられない。或者は先きに、又或者は併行して行つても差支へないと思はれる。日本は恐らく從來の會議外交の經驗から考へて、同時同一交渉の形式に反對するであらう。しかし、日本としても、それが結局に於いて相關的であり、全般的な性質を帯びたものであるから、相互に條件づけられてゐることの認識は、之を避け得ないであらう。その點についても、日本の主張と所謂集團保障制の主張國との外交方法上の調整も決して不可能とは思はれない。

(以上)

参考文献

- (一) 外務省公表集
- (二) 支那事變關係公表集 (外務省情報部)
- (三) 國際月報 (外務省情報部)
- (四) 長期建設への途 (朝日新聞社發行)
- (五) 鹿島守之助「現代の外交」(昭和十二年)
- (六) 太田宇之助「新支那の誕生」(昭和十二年)
- (七) 尾崎秀實「嵐に立つ支那」(昭和十二年)
- (八) 尾崎秀實「現代支那批判」(昭和十三年)
- (九) 田中香苗「東亞の開展」(昭和十四年)
- (十) 田中直吉「世界政局と東亞新秩序」(昭和十四年)
- (十一) 雜誌 (1) 國際知識及評論 (2) 外交時報 (3) 支那 (4) 東洋
- (5) Contemporary Japan

(終)

太平洋問題調査部刊行物

- 一、「太平洋問題」 昭二・六刊 定價金壹圓參拾錢
- 第六回(一九三六年)太平洋會議報告——
- 序(山川端夫) 國際關係の現情(芳澤謙吉) 太平洋平和機構問題(田村幸策) 日支關係の一般に就いて(坂西利八郎) 支那の經濟建設批判(尾崎秀實) 滿洲國及蘇聯邦を中心として(金井清) ヨセミテ會議に於ける通商問題(上田貞次郎) 太平洋會議に於ける原料問題と日本の立場(高橋龜吉) ヨセミテ會議參加國の爲替とその安定問題(大島堅造) 綿業と太平洋會議(濱野恭平) ヨセミテ會議の價值(鶴見祐輔) 第六回太平洋會議の印象(高柳賢三) 火の瀑布の下に(那須皓) ヨセミテ會議とその前後(牛場友彦) 第六回太平洋會議圓卓討論報告 附録
- 一、「支那經濟建設の全貌」 昭二・二・一刊 定價金貳圓
- 支那に於ける統制經濟(方顯廷) 支那に於ける農村經濟建設(何廉) 支那農村に於ける新政治(張純明) 支那棉業最近の發達(丁信) 支那に於ける建設運動(G・D・テラー)

一、東京帝國大學教授 那須皓編

「本邦生活水準研究文獻目錄」

- 第一部・解題圖書 第二部・著書(一、生活水準の理論 二、生活様式 三、生計費 四、國富及國民所得) 第三部・資料(一、年次統計 二、生活調査) 第四部・論文(一、一般理論 二、具體的問題)
- 一、東京帝國大學教授 高柳賢三著

A Japanese View of the

Struggle in the Far East.

本書は著者が昨年末倫敦滞在中 Royal Institute of International Affairs の依頼によりチャタム・ハウスに於て、英國の最も權威ある聴衆を相手になした講演及び討論の英文テキストである。此講演は非常に好評を博し、同會の機關誌 International Affairs 本年一月號に掲載された。故に同會の許を得、著者の詳細な序文を加へて一般の參考に供する次第である。

- 一、太平洋問題資料
太平洋問題調査部
(一) 最近の米國極東政策——日支事變と米國の輿論——
（ミリアム・エス・フアレーリ著） 昭一四・三刊 定價金八拾錢
太平洋問題調査部
(二) 米國極東政策の經濟的基礎
（フアレーリ、ロツクウッド、フイールド著） 昭一四・六刊 定價金六拾錢
(三) 太平洋問題調査部編（細川嘉六著） 昭一四・七刊 定價金四拾錢
「歐米勢力の東洋進出」 昭一四・七刊 定價金五拾錢
(四) 滿洲國の政治と經濟 昭一四・七刊 定價金五拾錢
「最近日本外交史」 昭一四・九刊 定價金五拾錢
(五) 太平洋問題調査部編（矢部貞治著） 昭一四・九刊 定價金五拾錢
(六) 東亞新秩序と日本外交的政策——
「日支事變關係調査計畫」 昭一四・二刊 定價金六拾錢
當調査部は、日支事變の由つて来る所以を剔抉し、事變の眞
相を内外に開明すべく、下記の如く重要な根本問題に關し、
夫々専門家に調査を委嘱してゐる。其の中若干は既に完成し、
太平洋問題資料として公開したが、全部の完成を俟つて之を
英文に翻譯し、廣く世界の讀者に訴へる豫定である。
- 七八
- (一) 歐米勢力の東洋進出以前に於ける
日支の文化關係……………三 木 清
(二) 歐米勢力の東洋進出の日支關係への
影響（資料第三輯）……………細川 嘉六
(三) 現代日本の政治的社會的
發展……………佐々 弘雄
(四) 現代日本の經濟的金融的
發展……………笠 信太郎
(五) 滿洲國に於ける最近の政治的
經濟的發展（資料第四輯）……………小泉 吉雄
(六) 支那の占領地域に於ける
諸問題……………伊藤 武雄
(七) 最近に於ける日本の對外
關係史（資料第五輯）……………矢部 貞治
(八) 廿世紀に於ける日支關係
の變遷（資料第七輯）……………尾崎 秀實
(九) 東亞新秩序と日本外交
政策（資料第六輯）……………堀山 政道

東亞新秩序と日本外交政策
—太平洋問題資料 (6)—

昭和十四年十二月十六日印刷
昭和十四年十二月二十日發行

編輯人 牛 場 友 彦
發行人 赤 松 祐 之
印刷人 北 川 武 之 輔

定價金六拾錢

發行所 東京市麹町區丸ノ内二ノ二
法人團 日本國際協會
東京市大森區新井宿四ノ二〇ハ
東京市目黒區中目黒二ノ九八
東京市京橋區銀座四ノ四

電話九ノ内四四四四・四四四五

株式會社 細川活版所印行